

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年6月14日（令和元年（行情）諮問第91号）

答申日：令和4年3月24日（令和3年度（行情）答申第604号）

事件名：「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」につづられている文書等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月15日付け法務省刑国第158号により法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書並びに意見書1及び意見書2によると、おおむね以下のとおりである。なお、引用されたURLは省略する。

##### （1）審査請求書

ア 審査請求人は、平成29年7月12日、処分庁に対して、法に基づき、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の情報公開請求をした。

イ 処分庁は、平成29年12月27日、上記アの請求に対し、以下の不開示処分を行った。

不開示決定した行政文書の名称

①「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号（「第406号」）及び同年12月27日付け同第607号（「第607号」）で開示決定された文書以外の文書

②「平成26年度 金融作業部会関係（FATF）」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書

## 以外の文書

- ③「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であつて、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の文書
- ④「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であつて、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の文書
- ⑤「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であつて、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の文書

ウ 上記不開示処分に対し、審査請求を行った（平成30年（行情）諮問第204号）ところ、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は平成30年12月11日に答申（平成30年（行情）答申第346号）を行った。それを踏まえ、処分庁は平成31年2月7日付法務省刑国第135号の裁決において、上記イの処分を取り消した。

エ 処分庁は、平成31年2月15日付けで、本件対象文書について、別表1ないし別表5記載のと通りの不開示理由により、不開示決定（原処分）を行った。

オ しかし、原処分は、次の理由により違法である。

（ア）法5条3号及び5号に該当しないこと

本件対象文書は、法5条3号及び5号、ないし3号のみ、5号のみを理由として不開示としている。しかし、いずれも以下の理由で各号にあたらぬ。

（イ）FATFならび加盟35か国・地域と2つの国際機関は積極的に情報公開を行っている。すなわち、FATFは活動について毎年Annual Reportを作成するだけでなく、年1回行う会議の議題と結果をすべてホームページに掲載している。

また、加盟している35か国・地域と2つの国際機関についても、ホームページなどで情報公開を行っている。加えて、少なくとも、以下省庁にFATF関連ページがあり、少なくとも結果については既に公表されている。

- ・財務省 FATF（金融活動作業部会）関連
- ・警察庁 刑事局 組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室 JAFICと国際機関等の連携
- ・金融庁 国際関係情報（その他）
- ・外務省 国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組  
資金洗浄（マネーロンダリング）  
日本の国際テロ対策協力 テロ資金対策
- ・首相官邸 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部
- ・OECD日本政府代表部

OECDの概要：金融作業活動部会－Financial Action Task Force (FATF)

以上の通り、既に多くの情報は公にされているのであって、本件対象文書についてのみ、法5条3号、5号に該当するかについての合理的な説明はない。

(ウ) 会合文書について「加盟国は対外的に公表しないことを求められている」とする根拠がないこと

処分庁は、「対外的に公表しないことを求められている」とする具体的な根拠を示していない。

(エ) 会合文書に関連して我が国において作成された文書 「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

根拠がない。そもそも本件対象文書は、平成25年度ないし平成29年度FATF関連文書である。国際間で協議中であればまだしも、協議が終了した後まで非公開にすることによって、どのような混乱が国民の間に生じるのか理解不能である。

(オ) 他の加盟国等との協議等に係る文書等 「対外的に公表されないことを前提」の根拠がないこと

「対外的に公表されないことを前提」という具体的な根拠を示していない。

カ 以上から、原処分の取消しを求めて本請求に及んだ。

(2) 意見書1

ア 該当文書の公開が法5条3号及び5号の支障発生の根拠となる、という主張には合理性がないこと

(ア) 今回、原処分の内容が特定されたが、なぜ該当文書の開示が法5条3号及び5号に該当するかについての説明には合理性がない。

(イ) FATFならび加盟35か国・地域と2つの国際機関は積極的に情報公開を行っている。すなわち、FATFは活動について毎年Annual Reportを作成するだけでなく、年1回行う会議の議題と結果をすべてホームページに掲載している。

また、加盟している35か国・地域と2つの国際機関についても、ホームページなどで情報公開を行っている。加えて、少なくとも、各省庁にFATF関連ページがあり、少なくとも結果については既に公表されている。

そうであれば、少なくとも既に公表されている部分は、法の趣旨にのっとり公表すべきである。

(ウ) 会合文書について「加盟国は対外的に公表しないことを求められている」とする根拠がないこと

諮問庁は理由説明書の中で「F A T F事務局により作成された会合文書は、「F o r O f f i c i a l U s e」と明記されている。」「つまり、加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められている」としている。

しかし、上記の文書は論理的には繋がっていない。

特定書籍によれば、F O U Oについて以下述べている。

国家の安全に影響はないが、公開することが不適正な情報はS B U ( S e n s i t i v e B u t U n c l a s s i f i e d ) と一般に呼ばれ、F O U O ( F o r O f f i c i a l U s e O n l y ) , L O U ( L i m i t e d O f f i c i a l U s e ) などと称されることがある。ほとんどのS B U は個別の法律で定義されているが、F O U O は各省庁の方針で決められている。これらの情報はF r e e d o m O f I n f o r m a t i o n A c t ( F O I A ) の除外項目になっている。ただし、自動的に不開示となるのではなく、その情報が9つの除外カテゴリーのいずれかに入り、合法的な目的のために不開示にする、ということが確認できなければならない。S B U の管理は各省庁に任されていて、「機密指定 ( c l a s s i f i e d ) 」を受けた情報とは完全に区別している。

これを見ても、「加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められている」わけではない。

さらに、仮に「対外的に公表されないことを前提として記載された加盟国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報を含む」が対象情報に含まれていたとしても、その部分のみ不開示にすればよいだけであり、その他記載部分まで不開示にする合理性はない。

(エ) 会合文書に関連して我が国において作成された文書 「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

諮問庁は理由説明書（下記第3の1を指す。以下同じ。）の中で「会合文書に関連して我が国において作成された文書は、対外的に非公表となる会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関係省庁間の検討等の情報を含んでいるほか、他の加盟国等との協議等に係る文書等も、対外非公表を前提とした加盟国等に

おける同分野の専門家等による率直な意見交換や，F A T F事務局等による作成段階の文書，省庁間における未成熟な段階の議論等を内容とする文書」であり，「公にすることにより，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの，国の機関等の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるとしている。

しかし，上記のおそれはない。

本件対象文書は，平成25年度ないし平成29年度F A T F関連文書である。国際間で協議中であればまだしも，協議が終了した後まで非公開にすることは，法の趣旨に反するし，法5条3号，5号又はその両方に該当するものではない。

(オ) 既に終わった協議に関する文書 「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

諮問庁は理由説明書の中で「不開示にした文書は，過去に行われた協議に関するものであっても，現在実施中の日本を含む各国の第4次相互審査に関する議論や，加盟国におけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報等，継続中の交渉や施策についての内容を含んでおり」，「これらが公になることにより，国際枠組みにおける議論の動向や他国の関心事項が明らかとなり，他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか，省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり，省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後の第4次相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ，不当に国民の間に混乱を生じるおそれ」があるとしている。

しかし，上記のおそれはない。

諮問庁の言い分を認めてしまうと，半永久に文書が公開とならなく，法の趣旨に反する。また，「省庁間における未成熟な段階の議論」は，過去，秘密保護法（特定秘密の保護に関する法律を指す。以下同じ。）の省庁間の議論を情報公開請求した際，国会上程後は公開された。裁判を行ったところ，最高裁でもそのように確定した。仮に現政権になり，「省庁間における未成熟な段階の議論」を公開しないように情報公開度を後退させたとしたのであれば，法の趣旨に反する。

イ 結論

上記より、原処分の法5条3号、5号又はその両方に該当するとした判断は違法である。

(3) 意見書2 (添付資料は省略する。)

ア 以下は争わない。

補充理由説明書 (下記第3の2を指す。以下同じ。) 記載の下記部分

(ア) 補充理由説明書 (1) アの別表1の番号2の文書の大蔵署名及び印影部分について

(イ) 同イ掲記の文書中の財務省の電話番号及びFAX番号について

(ウ) 同オ掲記の各文書中の警察庁の係長級の職員に関する情報について

(エ) 同ケの別表1の番号76の文書について

連絡先の電話番号に関する情報

(オ) 同セの法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省との文書の送付に係る連絡文書 (メール, FAX, 事務連絡等) について

① メールアドレス, 電話番号等の連絡先に関する情報

② 電子メールに関する情報

イ 別表「新たに開示する部分について」 (別表6 (諮問庁が開示する部分)) は開示したうえで再度意見書を求めること

本審査請求を経て, 諮問庁は「新たに開示する部分について」を補充理由説明書に添付した。しかしながら, 実際には審査請求人に開示されず, 補充理由説明書記載が正しいのかどうか, 「新たに開示する部分について」以外が法各条に該当しているのかも判断がつかねる。

ウ FATF情報は当時から公になっていること

(ア) 日弁連国際刑事立法対策委員会が「国際刑事立法対策ニュース」でFATFについて記事を掲載している。

2013. 3. 1 No. 19

2014. 1. 1 No. 20

2014. 6. 1 No. 21

2014. 12. 1 No. 22

(イ) 腐敗のない世界の実現を目指す国際NGOであるTransparency Internationalが記事を掲載している。

・ 2015年11月27日 TIがG20の資金洗浄対策への加盟国の取り組みについて報告書を発行

・ 12 November 2015 JUST FOR SHOW? REVIEWING G20 PROMISE

・ J A P A N B E N E F I C I A L O W N E R S H I P  
T R A N S P A R E N C Y ( 2 0 1 5 )

エ 別表1の番号89の文書について

「FATF会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となる」については、令和元年8月30日付け意見書1（上記（2）を指す。以下同じ。）の「アないしエ」に記載済みである。すでに公開しているから非公開の理由はない

オ（ア）補充理由説明書（1）エの別表1の番号33，37，73，115，133及び134，別表2の番号33及び68，別表3の番号28，36，47，65，85及び100並びに別表4の番号32，51及び86の各文書について

（イ）同力の別表1の番号68の文書について

（ウ）同キの別表1の番号25の文書について

（エ）同コの別表1の番号99の文書について

（オ）同サの別表2の番号32，67及び91，別表2の番号45，75及び109並びに別表3の番号6，34，52及び87の文書について

（カ）同シの別表2の番号38の文書について

（キ）同セの法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書（メール，FAX，事務連絡等）について

FATF対応

「関係府省庁間において，FATF会合での各国の意見や指摘事項を整理し，検討したもの」「特定期間における法務省幹部への報告案検討が記載された文書」「検討が未成熟な段階である当時のFATF対応について記載されたもの」「関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答」については，意見書1の「ア（オ）」に記載済みである。法5条3号，5号又はその両方に該当するものではない。

カ 別表1の番号53の文書について

「FATFハイレベル使節団来日スケジュールの変更について関係府省庁において共有した文書」は，あきらかに法5条6号柱書にも該当しない。

今から9年前の外国使節団のスケジュール変更の情報は，いかなる意味でも「国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しない。

キ 別表5の番号6及び番号8の文書について

「当該文書の決裁・供覧欄」は、法5条6号柱書きにも該当しない。

ク 結論

上記より、原処分の法5条3号、5号又はその両方に該当する、6号にも該当するとした判断は違法である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件経緯

ア 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年7月11日付け（受領同月12日）で、法4条1項の規定に基づき、本件請求文書の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 本件開示請求に対し、処分庁は、本件開示請求に係る対象文書を特定し、そのうち、平成29年9月11日付けで、「FATF6月会合（ロジ関係）の一部（2013年）」、「FATF10月会合（ロジ関係）の一部（2014年）」、「FATF6月会合（ロジ関係）の一部（2015年）」、「FATF6月会合（ロジ関係）の一部（2016年）」、「2017年経済協力開発機構第II部予算分担金について（通知）」、「FATF FinTech and RegTech Forum」、「FATF6月会合（役割分担表）」、「FATF6月会合（ロジ関係）（2017年）」及び「FATF代表団リスト」について、同年12月27日付けで、「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書、「平成26年度 金融作業部会関係（FATF）」に綴られている文書、「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書、「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書及び「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書について、それぞれ一部開示決定を行った（以下、第3において「本件開示決定」という。）。

また、本件開示決定を行った以外の対象文書については、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるものであり、法5条3号及び5号に該当することから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（平成29年12月27日付け法務省刑国第608号。以下、第3において「当初処分」という。）をした。

ウ 当初処分に対し、審査請求人から、平成30年3月26日付け（受



領同月27日)で、「開示した場合に予想される支障について、法5条3号及び5号の文言を記載しただけで、具体的にどの文書を開示した場合にどのような支障があるかについて述べていない。このように、不開示対象となる文書の特定がなされていない以上、内容不特定な処分であり、違法である。」、「なぜ該当文書の公開が法5条3号及び5号の支障発生の根拠となるか説明されておらず、違法である。」との理由から、当初処分を取り消すとの決定を求める審査請求がなされた。

エ 上記審査請求に対し、諮問庁は、対象文書のうち不開示とした文書については、文書名を含む具体的な内容について公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、法5条3号及び5号に該当するため、当初処分は妥当であるとして、平成30年4月24日付け法務省刑国第211号「諮問書」により、審査会に対して諮問した。

オ 上記審査請求について、審査会から、平成30年12月11日付け(平成30年度(行情)答申第346号)答申書において、本件開示決定を行った以外の対象文書につき、その全部を不開示とした決定については、理由の提示に不備があり、取り消すべきであるとされた。

カ 上記趣旨の理由から、諮問庁は、平成31年2月7日付け法務省刑国第135号の「裁決書」により、当初処分の取消しを行ったことから、改めて、平成31年2月15日付け法務省刑国第158号「行政文書不開示決定通知書」により、本件開示決定を行った文書以外の同通知書別紙(別紙の1記載の別表1ないし別表5を指す。)に掲げる文書については、法5条3号、5号又はその両方に該当するものとして、原処分をした。

本件は、この原処分に対し、令和元年5月16日付け(受領同月17日)で審査請求がなされたものである。

## (2) 諮問庁の判断及び理由

### ア 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、FATF(Financial Action Task Force, 金融作業部会を指す。以下同じ。)やその加盟国等はホームページ等で情報公開を行っているほか、各省庁ホームページにもFATF関連情報が掲載され、既に多くの情報が公にされており、本件対象文書についてのみ法5条3号

及び5号に該当するという合理的な説明がないこと、F A T F加盟国が会合資料を対外的に公表しないことを求められているとする根拠が示されていないこと、既に終わった協議に関するものであり、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれはないことから、本件対象文書は法5条3号及び5号に該当せず、違法である旨、主張し、原処分を取り消すことを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる

イ 不開示情報の該当性について

本件開示請求に係る「F A T F」とは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策における国際協調を推進するために、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて設立された政府間会合であり、F A T F勧告の策定や見直しのほか、加盟国におけるF A T F勧告の遵守状況の監視（相互審査）等を行っている。

審査請求人は、F A T F等のホームページで既に多くの情報が公にされており、原処分で不開示とされた文書のみが法5条3号又は5号に該当するという合理的な説明がないこと、また、F A T F加盟国が会合資料を対外的に公表しないことを求められているとする根拠が示されていないことから、原処分は違法である旨主張する。

本件開示請求の対象文書は上記（1）アのとおりであるところ、これらの文書は、一部についてはホームページ等において公表されているものの、その多くは公表されておらず、性質上、対外的に用いることが想定されていないものである。すなわち、対象文書のうち不開示とした文書は、会合文書、会合文書に関連して我が国において作成された文書、他の加盟国等との協議等に係る文書等であり、まず、F A T F事務局等により作成された会合文書は、「F o r O f f i c i a l U s e」と明記されている。つまり、加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められているのであり、それ故に、対外非公表を前提として記載された加盟国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報を含む。また、会合文書に関連して我が国において作成された文書は、対外的に非公表となる会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関係省庁間の検討等の情報を含んでいるほか、他の加盟国等との協議等に係る文書等も、対外非公表を前提とした加盟国等における同分野の専門家等による率直な意見交換や、F A T F事務局等による作成段階の文書、省庁間における未成熟な段階の議論等を内容とする文書である。

よって、これらは、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、法5条3号、5号又はその両方に該当するものである。

また、審査請求人は、原処分に対し、既に終わった協議に関する文書を公表しても、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれはなく、法5条3号及び5号に該当しないことから、原処分は違法である旨主張する。

この点、不開示にした文書は、過去に行われた協議に関するものであっても、現在実施中の日本を含む各国の第4次相互審査に関する議論や、加盟国におけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報等、継続中の交渉や施策についての内容を含んでおり、これらが公になることにより、国際枠組みにおける議論の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後の第4次相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号、5号又はその両方に該当する文書である。よって、これらを不開示とした原処分は、法の趣旨に反するものではない。

### (3) 結論

以上のとおり、不開示とした文書については、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、法5条3号、5号又はその両方に該当するため、原処分は妥当である。

## 2 補充理由説明書

- (1) 令和元年6月14日付け法務省刑国第64号諮問書添付の理由説明書（上記1）について、以下のとおり、諮問庁の判断及び理由を補充する。
  - ア 別表1の番号2の文書の大臣署名及び印影部分について

当該文書は、財務大臣からのF A T F議長への文書である。

財務大臣の署名及び印影は、当該文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであり、署名部分は、レターに用いる署名であることから、署名という社会通念上より高い認証的機能に照らせば、当該部分は法5条1号にも該当し、印影部分は、これが押された文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであり、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報としての意味を有しているというべきであり、当該部分は法5条1号にも該当する。

なお、財務大臣の氏名が既に公にされているからといって、当該署名及び印影を公にしている事情はない。

イ 上記ア掲記の文書中の財務省の電話番号及びF A X番号について

当該文書のうち、標記の電話番号等に関する情報は、一般に公にされていないものであることから、当該部分を公にすると、いたずらや偽計等に使用され、今後のF A T F対応に係る事務やその他の業務への適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

ウ 別表1の番号89の文書について

当該文書のうち、各文書の仮訳の確認に用いた資料については、F A T F会合において検討した内容を反映させた資料であり、F A T F会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となるのであって、F A T Fが非公開を前提としている文書を公にすると、F A T Fとの信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号にも該当する。

エ 別表1の番号33, 37, 73, 115, 133及び134, 別表2の番号33及び68, 別表3の番号28, 36, 47, 65, 85及び100並びに別表4の番号32, 51及び86の各文書について

当該各文書は、今後のF A T F対応に資するため、関係府省庁間において、F A T F会合での各国の意見や指摘事項を整理し、検討したものであり、その目的のため、関係府省庁のF A T Fに関する関心事項や着眼点が率直に反映されたものとなっていることから、当該各文書の不開示維持部分を公にすると、関係府省庁の関心事項等が明らかとなり、それを記録することをちゅうちょするなどして、今後のF A T F対応における十分な議論、意思疎通に支障を来し、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号にも該当する。

オ 上記エ掲記の各文書中の警察庁の係長級の職員に関する情報について

当該部分については、係長相当職以下の職にある警察庁職員に係る

ものであり、警察庁においては、係長相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、あるいは犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようと接近、懐柔しようとするなどが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなどの個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあることから、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号にも該当する。

カ 別表1の番号68の文書について

当該文書は、別表1の番号23の文書等と同種の文書であり、F A T F会合の対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであるから、これを公にすることにより、今後のF A T F会合への対応に関する省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号にも該当する。

キ 別表1の番号25の文書について

当該文書のうち、法務省内における関係部局間の連絡文書（メール、F A X、事務連絡等）を除く部分（2文書）について、その全部を不開示とした理由を次のとおり追加する。

当該各文書は、特定期間における法務省幹部への報告案件等が記載された文書であり、これらを公にすると、報告の対象となる情報や当該情報の共有の範囲等が明らかになることから、当該各情報が開示されてしまうことを懸念し、法務省内におけるこれらの情報等の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、結果として、今後の同種の照会に対し、適正な把握が困難になるおそれがあることから、法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

ク 別表1の番号53の文書について

当該文書は、F A T Fハイレベル使節団来日スケジュールの変更について関係府省庁において共有した文書であり、これを公にすることにより、今後のF A T F対応について、法務省に直接関係しない情報についてやり取りをすることを差し控え、関係府省庁との間の迅速で円滑な情報共有等が困難になり、その結果、関係府省庁からの連絡等が遅延したり、法務省が正確な情報を入手できなくなったりするなど、F A T F対応に係る情報の取得といった法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書き

にも該当する。

ケ 別表1の番号76の文書について

当該文書のうちの記者会見想定に記載された連絡先の電話番号に関する情報は、一般に公にされていない電話番号であり、当該部分を公にすると、いたずらや偽計等に使用され、今後のF A T F対応に係る事務やその他の業務への適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

コ 別表1の番号99の文書について

当該文書は、第8次フォローアップ報告書案等及びその参考資料であり、当該参考資料は、飽くまでも検討が未成熟な段階である当時のF A T F対応について記載されたものであり、その後の更なる検討の状況や結果が何ら反映されていないものである。F A T F対応は大きな社会的影響を有するところ、当該部分を公にすると、上記のとおり未成熟な検討段階の考え方が独り歩きするなどして、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、この結果としてF A T F対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

サ 別表2の番号32, 67及び91, 別表3の番号45, 75及び109並びに別表4の番号6, 34, 52及び87の文書について

当該各文書は、全国銀行協会からの質問事項、当該質問に対する回答（応答要領等）及びその案、面談内容を記載した文書（面談概要）並びに当該面談に関する資料（座席表等）であり、我が国のF A T F対応についての同協会の問題意識、着眼点、同協会の質問に対する回答、当該面談の日時、座席表及び出席者等の記載がある。当該各文書を公にすると、非公開を前提とした議論及びその出席者等が公にされることにより、同協会との信頼関係が損なわれ、今後同協会が率直な意見の申述を行うことをちゅうちょするなど、同協会の我が国のF A T F対応についての意見の把握を困難にするおそれがあり、今後の我が国のF A T F対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるほか、我が国のF A T F対応に係る組織的な体制、情報共有の範囲等が明らかになるところ、F A T F対応が大きな社会的影響を有することから、出席者や当該出席者が所属する部署に対し、利害関係者等から不当な圧力が掛かるおそれがあり、その結果として我が国のF A T F対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

シ 別表2の番号38の文書について

当該文書は、F A T F対応についての想定問答及びその案であり、そのうち、関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答については、当該文書の日付及び当時のF A T F対応の状況を踏まえると、その内容を公とすることを前提とした想定問答ではなく、限られた関係者への説明時に用いるための想定問答であり、F A T F対応について機微な事項についても記載していることから、これを公にすると、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、今後のF A T F対応に向けた国の機関等の内部又は相互間における政策調整に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

ス 別表5の番号6及び番号8の文書について

当該各文書は、F A T F対応について検討した関係省庁連絡会議の資料及び結果を法務省内で供覧した文書であり、当該各文書の決裁・供覧欄については、当該部分を公にすると、F A T F対応に係る組織的な体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかになることから、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれがある。さらに、当該文書には、F A T F対応を行うに当たっての率直な意見等も記載されていることから、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、この結果としてF A T F対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

セ 法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書（メール，F A X，事務連絡等）について

当該連絡文書の全部を不開示とした理由を次のとおり追加する。

(ア) F A T F対応は社会的な影響が大きく、標記文書を公にすると、F A T F対応に係る組織的な体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかになり、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれがある。さらに、当該文書には、F A T F対応を行うに当たっての率直な意見等も記載されていることから、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、この結果としてF A T F対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

(イ) メールアドレス、電話番号等の連絡先に関する情報は、一般に公

にされていない電話番号及びメールアドレス等であり，当該部分を公にすると，いたずらや偽計等に使用され，今後のF A T F対応に係る事務やその他の業務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため，法5条6号柱書きにも該当する。

(ウ) 電子メールに関する情報（電子メールソフトに関する情報及びURL）については，外部からサーバー等への侵入があった場合に，当該ファイルを容易に探索され，改ざんやコピーがされ得るなどセキュリティ上の問題等が発生し，国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条6号柱書きにも該当する。

## (2) 新たに開示する部分について

原処分について，諮問庁において改めて検討した結果，別表6に掲げる部分については，開示することとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |            |                    |
|---|------------|--------------------|
| ① | 令和元年6月14日  | 諮問の受理              |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受      |
| ③ | 同年7月5日     | 審議                 |
| ④ | 同年8月30日    | 審査請求人から意見書1を收受     |
| ⑤ | 令和3年12月23日 | 本件対象文書の見分及び審議      |
| ⑥ | 令和4年1月13日  | 審議                 |
| ⑦ | 同月28日      | 諮問庁から補充理由説明書を收受    |
| ⑧ | 同年2月24日    | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑨ | 同年3月4日     | 審議                 |
| ⑩ | 同月18日      | 審議                 |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ，処分庁は，おおむね上記第3の1(1)記載のとおり経緯により，本件対象文書の全部について，法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，意見書2(上記第2の2(3)を指す。)のアに掲げる部分を除く部分の開示を求めていると解されるころ，諮問庁は，原処分を妥当としているが，補充理由説明書(2)において，改めて検討した結果，別表6記載の「開示する部分」について開示することとする旨の説明があったので，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，当該部分を除く不開示部分(以下「本件不開示維持部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について



- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、  
①法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係省庁と法務省との間の文書の送付に係る連絡文書、②金融作業部会（F A T F）関係に係る会合文書、③ F A T F 事務局又は他国が作成した文書、④ F A T F 会合に関連して我が国において作成された文書、⑤関係省庁間の協議に係る内容が含まれる文書、⑥法務省内の関係部局間の協議に係る内容が含まれる文書、⑦ F A T F に提出する資料等及び⑧他の加盟国等との協議等に係る文書等で構成される文書である。

以下、諮問庁の説明する各不開示理由ごとに、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) 別表1ないし別表5（以下、併せて「別表」という。）の不開示理由  
①の文書（別表1の番号1, 7, 9ないし13, 16, 29ないし31, 38, 39, 41, 44, 46, 47, 63ないし65, 75, 77, 78, 83, 84, 87, 88, 90, 92ないし105, 110, 113, 114, 120, 122, 125及び131, 別表2の番号2, 4ないし6, 9ないし19, 26, 28ないし30, 32, 34ないし38, 46, 53, 63ないし67, 69ないし71, 83ないし85, 89及び91, 別表3の番号1, 3, 5, 19, 22ないし25, 39, 41, 42, 45, 66ないし71, 73ないし75, 95, 109及び113ないし118, 別表4の番号6, 8, 17, 26, 33ないし36, 40, 42, 52, 87及び89ないし91並びに別表5の番号6及び8ないし10の各文書）

ア 別表1の番号1の文書は、別表6の通番1に掲げる部分を除き、F A T Fに関する関係府省庁の局長級会議の結果概要、配布資料及び連絡文書であり、結果概要には、出席者からの状況報告及び出席者間における意見交換の内容等についての記載が認められ、配布資料には、F A T F 会合の結果を踏まえた今後の対応方針等の記載が認められる。

別表1の番号7の文書は、別表6の通番3に掲げる部分を除き、F A T Fに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要及び連絡文書であり、結果概要には、出席者からの進捗状況の報告及び出席者間における意見交換の内容等についての記載が認められる。

別表1の番号9の文書は、別表6の通番4に掲げる部分を除き、F A T Fに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要及び連絡文書であり、結果概要には、出席者からの進捗状況の報告及び出席者間における意見交換の内容等についての記載が認められる。

別表1の番号29の文書は、F A T F 勧告実施に関する関係省庁連絡会議・国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会（第1回）合同会議の資料であり、F A T F の相互審

査で求められるリスク評価の概要及びそれに対応するための取組の内容等についての記載が認められる。

別表1の番号31の文書は、F A T Fハイレベル使節団の訪日対応等に向けた局長級会合における関係府省庁幹部の発言要領案及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号38の文書は、別表6の通番8に掲げる部分を除き、F A T Fに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要及び配布資料等であり、結果概要には、出席者からの特定課題の進捗状況等の報告についての記載が認められ、配布資料には、特定課題への対応方針等についての記載が認められる。

別表1の番号39の文書は、警察庁が提出する法案についての説明会の結果概要、配布資料及び連絡文書であり、結果概要には、出席者、会議の日時及び場所、法案説明の要旨並びに質疑についての記載が認められ、配布資料には、法案の内容に関する記載が認められる。

別表1の番号87の文書は、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会の資料の一部であり、F A T Fの相互審査への対応方針等についての記載が認められる。

別表1の番号92の文書は、①F A T F勧告実施に関する関係省庁連絡会議・犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会合同会議の資料及び②顧客管理ワーキンググループの資料であり、F A T Fの相互審査への対応等の記載が認められる。

別表1の番号104の文書は、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会第3回の資料であり、F A T Fの審査で求められる具体的な対応方針等についての記載が認められる。

別表2の番号10の文書は、①F A T F勧告実施に関する関係省庁連絡会議及び②国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会に関する資料であり、当該各会議の設置及びF A T F勧告実施に関する対応方針について検討した文書であると認められる。

別表2の番号34の文書は、別表6の通番26に掲げる部分を除き、F A T Fに関する関係府省庁の局長級会合に関する資料及び連絡文書であり、F A T Fの相互審査への対応等の記載が認められる。

別表3の番号113の文書は、F A T F関係省庁連絡会議の会議資料等及び連絡文書であり、F A T Fの相互審査への対応等の記載が認められる。

別表4の番号90の文書は、F A T Fに関する課長級会合の資料及

び連絡文書であり，当該会合の検討事項等についての記載が認められる。

別表４の番号９１の文書は，ＦＡＴＦ関係省庁連絡会議の資料等であり，ＦＡＴＦの相互審査への対応等の記載が認められる。

別表５の番号６の文書は，決裁・供覧欄のあるＦＡＴＦ関係省庁実務者会議の結果概要及び配布資料であり，結果概要には，会議の日時，場所及び主要課題に関する記載が認められ，配布資料には，主要課題のスケジュール等の記載が認められる。

別表５の番号８の文書は，決裁・供覧欄のあるＦＡＴＦ関係省庁連絡会議の結果概要及び配布資料であり，結果概要には，会議の日時，場所及び主要課題に関する関係府省庁からの説明に関する記載が認められる。

(ア) これを検討するに，当該各文書の不開示維持部分は，関係府省庁間で開催した会議に関する文書であり，下記（イ）及び（ウ）に掲げる部分を除き，ＦＡＴＦの主要課題等への対応方針についての具体的かつ詳細な検討内容又は検討内容についての推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

そうすると，これらを公にすることにより，ＦＡＴＦの主要課題等への対応に係る国の機関の内部における未成熟な段階の議論が明らかになり，同内部における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ，今後のＦＡＴＦの相互審査等への対応に向けた政策調整を阻害するおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く，法５条５号に該当し，同条３号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表１の番号７，９，３１及び３９，別表２の番号３４及び１１３並びに別表４の番号９０の各文書のうち，連絡文書について，諮問庁は，補充理由説明書（１）セにおいて，当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに，当該文書には，意見及び検討結果等を含む連絡内容の記載とともにＦＡＴＦ対応に係る担当者の氏名の記載が認められ，これらを公にすることにより，ＦＡＴＦ対応に係る体制，報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかとなり，利害関係者等から当該職員や担当部署に対し，不当な圧力が掛かるおそれや，国の機関における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり，結果として今後のＦＡＴＦ対応に係る事務や他の業務に支障を及ぼし，国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く，法５条６号柱書きに該当し，同条３号及び５号について判断するまでもなく，不開示としたこと

は妥当である。

(ウ) 別表5の番号6及び8の各文書のうち、当該各文書を供覧した旨の記載について、諮問庁は、補充理由説明書(1)スにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該部分には、法務省刑事局特定部署の職名及び職員個人の署名又は印影の記載等が認められ、これらを公にすることにより、FATF対応に係る体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかとなり、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれがあり、結果として今後のFATF対応に係る事務や他の業務に支障を及ぼし、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号10及び47の文書は、関係府省庁からのFATFのICRG(International Co-Operation Review Group、国際協力レビューグループ。以下同じ。)におけるリスト掲載国への措置報告書案等及び連絡文書であり、法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号90の文書は、FATF勧告24及び25の事前審査書案及び連絡文書であり、法務省等における修正等の記載が認められる。

別表1の番号96の文書は、関係府省庁からのFATFのESE(Effective Supervision and Enforcement、効果的な監督と執行)に関する報告書案及び連絡文書であり、法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号100、別表2の番号2及び66、別表3の番号5及び19並びに別表4の番号17の文書は、関係府省庁からの非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告案等及び連絡文書であり、法務省等における意見等の記載が認められる。

別表2の番号65の文書は、FATF全体会合におけるステートメント案(声明案)及び連絡文書であり、法務省等における意見等の記載が認められる。

別表2の番号69の文書は、今後のFATF全体会合におけるフォローアップ報告に向けた関係府省庁の対応方針案等に係る文書及びこれに添付されたFATF議長との意見交換に関する文書並びに連絡文書であると認められる。

別表2の番号89及び別表3の番号1の文書は、関係府省庁からの

F A T F 声明に基づく F A T F 勧告履行状況調査の質問票に対する回答案及び F A T F 参加国からの回答を取りまとめた F A T F のロゴマークが付されている文書並びに連絡文書であり，回答案には法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表 3 の番号 3 の文書は，関係府省庁からの F A T F 声明に基づく F A T F 勧告履行状況調査（追加）の質問に対する回答案及び連絡文書であり，法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表 3 の番号 9 5 の文書は，関係府省庁からのテロ資金供与に関する質問票及び連絡文書であり，質問票及び回答案には，法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表 3 の番号 1 1 4 ないし 1 1 8，別表 4 の番号 8 9 並びに別表 5 の番号 9 及び 1 0 の文書は，F A T F 第 4 次相互審査に係る T C（技術的遵守状況）の自己審査に関する文書及び連絡文書であり，法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表 4 の番号 2 6 の文書は，関係府省庁から送付された F A T F 事務局からの実質的所有者に関する質問票及び連絡文書であり，法務省等の意見等の記載が認められる。

別表 4 の番号 3 5 の文書は，F A T F の重要勧告への対応表等及び連絡文書であり，法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表 4 の番号 3 6 の文書は，F A T F 事務局からの第 3 次対日相互審査における指摘への対応に関して F A T F 事務局に行う説明の案及び連絡文書であり，法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

(ア) これを検討するに，当該各文書は，F A T F 事務局への対応に係る文書等であり，下記（イ）ないし（エ）に掲げる部分を除き，当該各事項に対する対応及び回答等について，法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

そうすると，これらを公にすることにより，F A T F 事務局への対応に係る関係府省庁間における未成熟な段階の検討及び議論等が明らかになり，関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ，今後の F A T F の相互審査等への対応に向けた政策調整を阻害するおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く，法 5 条 5 号に該当し，同条 3 号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち，各連絡文書について，諮問庁は，補充理由説明書（1）セにおいて，当該文書は法 5 条 6 号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに，当該各部分には，意見及び検討結果等を含む

連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号69の文書のうち、FATF議長との意見交換が記載された文書について、検討する。

a 当審査会において当該文書を見分したところ、当該部分には、我が国の交渉上の力点や我が国の取組に関する他国の評価等が記載されていると認められる。

b 一般的にあって、国際会議や二国間協議においては、我が国の国益と他国や関係国等の利益を勘案し、様々な駆け引きを通じて、我が国にとって最善の外交政策が実現できるよう、率直かつ慎重に意見交換が行われており、そのため、各国の立場等に係る我が国独自の推測、評価等及び協議に向けて我が国が内部向けに準備した交渉の進め方に関する資料については通例公にしないものであると認められる。

c また、交渉過程で他国から独自に入手した情報については、通常、相手側との関係で公開を前提とはしていないものであり、相手国も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。

d そうすると、当該部分を公にすると、我が国が相手国から得た情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表2の番号89及び別表3の番号1の文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、当該部分は、FATF事務局が作成した文書であり、これを公表することにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある旨説明することから、以下、検討する。

a 上記の点について、諮問庁は、理由説明書（上記第3の1（2）イ）において、FATFとは、薬物犯罪に関するマネー・ローンダリング対策等のため、1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であると説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、日本は設立当初からのメンバーであって、1995年のハリファックス・サミットの議長声明では、国際的な組織犯罪対策として、薬物犯罪だけ

ではなく重大犯罪に関するマネー・ローンダリング対策も必要であるとされ、現在まで、マネー・ローンダリング対策についての国際基準（F A T F 勧告）の策定やメンバー間の勧告遵守状況に係る相互審査等の各取組を行っており、条約に基づく恒久的な国際機関ではないものの、「国家間の合意に基づき特定の目的を達成するため複数の国家を構成員として設立される機関等」であることから、法5条3号に規定する国際機関に該当する旨説明する。

これを検討するに、当審査会において諮問庁から提示を受けた上記各サミットの経済宣言及び議長声明（仮訳を含む。）を確認したところによれば、諮問庁の上記説明に符合する内容が認められ、当該宣言等が参加国の合意に基づくものであること等を踏まえれば、F A T F の設立に関して国家間の合意があったものと解されることから、F A T F は法5条3号の国際機関に該当すると認めることが相当である。

- b F A T F が作成した文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり説明する。
  - (a) F A T F 事務局が作成した照会、確認依頼等についての文書は、最終的にはF A T F 会合の資料として使用されるものであり、F A T F 会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となるのであって、F A T F 事務局が非公開を前提としている文書を公にすると、F A T F との信頼関係が損なわれるおそれがある。
  - (b) また、F A T F 会合における議論の結果を踏まえて作成された文書については、たとえそれが直接F A T F 会合の資料として使用されていないものであったとしても、当該文書を作成した目的（議論の結果の確認及び共有）及びF A T F の意思決定過程等を考慮すると、これを公にすると、F A T F との信頼関係が損なわれるおそれがある。
  - (c) ただし、F A T F 会合等における議論の結果を踏まえて作成された文書のうち、F A T F 事務局が公表している報告書（別表6の通番14及び31）そのものについては、新たに開示することとしたものである。
- c これを検討するに、上記bの諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、当該各文書は、これらを公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示と

したことは妥当である。

ウ 別表1の番号11の文書は、別表6の通番5に掲げる部分を除き、関係府省庁からのF A T F対応についての作業工程表の作成に関する文書及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記(イ)に掲げる部分を除き、法務省におけるF A T F対応に関する検討事項及びその目標時期等の記載が認められ、これらを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 別表1の番号12の文書は、第6次フォローアップ報告書案の骨子等及び連絡文書であり、法務省の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号13の文書は、第6次フォローアップ報告書案等及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号16の文書は、第6次フォローアップ報告書案及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号99の文書は、別表6の通番16に掲げる部分を除き、第8次フォローアップ報告書案等及びその参考資料並びに連絡文書であり、同報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号102及び103の文書は、第8次フォローアップ報告書案等及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号18の文書は、第9次フォローアップ報告書案及びその検討に用いた第8次フォローアップ報告書等並びに連絡文書であり、報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号53の文書は、第10次フォローアップ報告書及びその検討に用いた第9次フォローアップ報告書等並びに連絡文書であり、報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号70の文書は、第11次フォローアップ報告書案及びその検討に用いた第10次フォローアップ報告書等並びに連絡文書



であり、報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号25の文書は、第12次フォローアップ報告書案及びその検討に用いた第11次フォローアップ報告書等並びに連絡文書であり、報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号66の文書は、第13次フォローアップ報告書案並びにその検討に用いた第12次フォローアップ報告書及び第13次フォローアップ報告書並びに連絡文書であり、報告書案には法務省等の修正及び意見の記載が認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、数次のフォローアップ報告書案等の作成等に関する一連の文書であり、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、FATF事務局に提出されるまでの間に関係府省庁間において協議及び検討を行い作成された当該報告書の素案等であり、法務省等の修正及び意見等に関する記載も認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、各連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号18、53及び70並びに別表3の番号25及び66の各文書のうち、フォローアップ報告書(英文の確定版)について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、フォローアップ報告書は、我が国が作成し、FATF事務局に提出するものであるが、最終的には、FATF会合の資料として使用されるものであり、FATF会合が原則非公開とされているところ、FATF事務局が非公開を前提としている当該報告書を我が国がFATF事務局の了解を得ることなく公にすると、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨説明する。

これを検討するに、各フォローアップ報告書には、これらを資料として使用するFATF会合の日時及び場所等の記載があり、上記諮問庁の説明に符合する形態でフォローアップ報告書がFATF会合で使用されていることが認められ、これを覆すに足りる事情も認

められないことから、上記諮問庁の説明を否定することまではできず、当該各文書は、これらを公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

また、上記フォローアップ報告書を日本語訳した文書及びフォローアップ報告書を分割して日本語訳し、これを報告書本文中に併記した文書についても、当該資料の内容は、上記フォローアップ報告書と同一の内容のものであると認められることから、上記と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表1の番号99の文書のうち、別表6の通番16に掲げる部分を除く、第8次フォローアップ報告書案の参考資料について、諮問庁は、補充理由説明書(1)コにおいて、当該部分は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該参考資料を作成した経緯等について確認させ、説明を受けたところ、本件対象文書の一部には、上記諮問庁が説明する経緯に符合する内容の記載があると認められる。

これを検討するに、当該部分には、当時のF A T Fへの対応に関する記載が認められ、これらを公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、その結果としてF A T F対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は否定することまではできず、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 別表1の番号30の文書は、関係府省庁の局長級会合に係る文書及びアクションプランの作成を依頼する文書等並びに連絡文書であり、F A T F対応について検討した文書等であると認められる。

別表1の番号77の文書は、F A T F関連のアクションプラン案等及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号78の文書は、F A T F関連のアクションプラン案及び連絡文書であり、法務省の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号19の文書は、F A T F関連のアクションプラン案及び第9次フォローアップ報告書並びに連絡文書であり、法務省等の

修正及び意見等の記載が認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、F A T F 関連のアクションプラン案等の確認に関する文書等であり、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、関係府省庁間で我が国のアクションプラン等を検討した過程で作成した数次にわたる素案等であり、法務省等における修正及び意見等の記載が認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号30及び77並びに別表2の番号19の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号30の文書のうち、関係府省庁の局長級会合に係る文書については、検討段階の案であると認められる。そうすると、当該文書は、これを公にすることにより、F A T F 対応の局長級会合に関する当時の関係府省庁間における未成熟な検討内容が明らかとなる旨の諮問庁の説明は否定し難く、将来検討する可能性があるF A T F に関する同種の検討作業等において、国の機関内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表2の番号19の文書のうち、フォローアップ報告書については、上記エ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 別表1の番号41の文書は、関係府省庁からのF A T F に関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、当時の我が国のF A T F 対応における課題に関する記載が認められる。

別表1の番号46の文書は、関係府省庁からのF A T F ハイレベル使節団の訪日に関する官邸説明資料及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号93の文書は、関係府省庁からのF A T F についての説明を行う対象者及び対処方針等についての資料及び連絡文書であり、法務省の意見等の記載が認められる。

別表1の番号95の文書は、関係府省庁からの官邸に対してのF A T F に関する説明資料等及び連絡文書であり、当時の我が国のF A

T F 対応における課題等についての法務省の意見等の記載が認められる。

別表 1 の番号 9 8 の文書は、関係府省庁からの F A T F 関連の官邸への説明資料等及び連絡文書であり、法務省において対応を検討した記載が認められる。

別表 1 の番号 1 0 5 の文書は、法務省の幹部職員に対する F A T F についての説明資料等であり、法務省内における意見の記載が認められる。

別表 1 の番号 1 2 2 の文書は、関係府省庁からの F A T F についての官邸説明資料等及び連絡文書であり、当該説明資料についての法務省の意見等の記載が認められる。

別表 2 の番号 5 の文書は、関係府省庁からの F A T F に関する官邸説明資料及び結果概要等並びに連絡文書であり、説明資料には、法務省等の修正及び意見等の記載が、結果概要には、出席者間における意見交換の内容等の記載が認められる。

別表 2 の番号 6 の文書は、関係府省庁からの F A T F に関する官邸説明資料及び連絡文書であり、法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表 2 の番号 9 の文書は、関係府省庁からの① F A T F に関する官邸説明資料等及び②法務省に対する特定大使の新任挨拶の概要等並びに連絡文書であり、別表 6 の通番 2 2 に掲げる部分を除き、上記①には、官邸説明について調整した記載が認められ、上記②には、出席者間における F A T F に関する意見交換の内容等についての記載が認められる。

別表 2 の番号 2 8 の文書は、2 0 1 4 年 F A T F 6 月会合についての官邸説明資料及び連絡文書であると認められる。

別表 2 の番号 3 0 の文書は、関係府省庁からの F A T F についての官邸説明結果概要等であり、関係府省庁の意見の記載が認められる。

別表 2 の番号 3 5 の文書は、関係府省庁からの F A T F に関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、別表 6 の通番 2 7 に掲げる部分を除き、F A T F に関連する未成熟な段階の情報の記載が認められる。

別表 2 の番号 3 6 の文書は、関係府省庁からの F A T F に関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、別表 6 の通番 2 8 に掲げる部分を除き、F A T F に関連する未成熟な段階の情報の記載が認められる。

別表 2 の番号 4 6 の文書は、関係府省庁から共有された F A T F に関する官邸説明資料及び説明結果概要等並びに連絡文書であり、関

係府省庁の意見等の記載が認められる。

別表2の番号71の文書は、関係府省庁から共有されたF A T Fに関する官邸説明資料及びF A T F議長との意見交換に関する文書並びに連絡文書であると認められる。

別表2の番号85の文書は、関係府省庁から資料を添えて行われたF A T Fに関する官邸説明資料等及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号41の文書は、関係府省庁からのF A T F 2015年6月全体会合への対応方針に関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、別表6の通番37に掲げる部分を除き、未成熟な段階での情報の記載が認められる。

別表3の番号73の文書は、関係府省庁からのF A T F 2015年10月全体会合への対応方針に関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、別表6の通番42に掲げる部分を除き、未成熟な段階での情報の記載が認められる。

別表3の番号74の文書は、F A T F 2015年10月全体会合に関する官邸説明結果概要及び連絡文書等であり、別表6の通番43に掲げる部分を除き、今後の課題についての法務省等の意見の記載が認められる。

別表4の番号33の文書は、関係府省庁からのF A T Fに関する官邸説明資料及び当該官邸説明の結果等並びに連絡文書であり、当該説明資料には関係府省庁による修正等の記載が認められる。

別表4の番号42の文書は、関係府省庁からのF A T Fに関する官邸説明資料等及び連絡文書であり、当該説明資料には関係府省庁による修正等の記載が認められる。

(ア) これを検討するに、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、F A T Fへの対応に関する課題についての首相官邸説明資料等を検討している文書等であり、また、法務省等における修正及び意見等の記載が認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号41, 46, 93, 95, 98及び122, 別表2の番号5, 6, 9, 28, 35, 36, 46, 71及び85, 別表3の番号41及び73並びに別表4の番号33及び42の各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該各文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号に

ついて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号5, 9, 30, 35及び46, 別表3の番号74並びに別表4の番号33の文書のうち、特定大使の新任挨拶の概要及び官邸説明結果概要について検討するに、当該部分は、FATFに関する我が国の状況に関する機微な事項にわたる情報が記載されており、これらを公にすると、当該事項に関する政府部内の考え方等が明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

キ 別表1の番号44の文書は、関係府省庁からの犯罪対策に関する行動計画案についての資料及び連絡文書であり、別表6の通番10に掲げる部分を除き、FATF関連の犯罪対策に関する情報が記載されていると認められる。

別表1の番号120及び125の文書は、関係府省庁からのナショナル・リスク・アセスメント案等についての資料及び連絡文書であり、FATF関連のナショナル・リスク・アセスメントに関する情報が記載されていると認められる。

別表2の番号11の文書は、ナショナル・リスク・アセスメント案及びその概要案であると認められる。

別表2の番号12の文書は、ナショナル・リスク・アセスメント案について関係府省庁からの追加情報等の提供依頼に係る資料及び連絡文書であり、別表6の通番23に掲げる部分を除き、ナショナル・リスク・アセスメントに関する情報が記載されていると認められる。

別表2の番号13ないし16の文書は、関係府省庁からのナショナル・リスク・アセスメント案等についての資料及び連絡文書であり、ナショナル・リスク・アセスメントに関する情報が記載されているほか、法務省における意見等の記載が認められる。

別表2の番号17の文書は、ナショナル・リスク・アセスメント案等の資料及び連絡文書であり、別表6の通番24に掲げる部分を除き、ナショナル・リスク・アセスメントに関する情報が記載されているほか、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号37の文書は、警察庁のFATF関連の法案説明資料及び連絡文書であり、別表6の通番29に掲げる部分を除き、FATF関連の未成熟な情報が記載されていると認められる。

別表3の番号23の文書は、関係府省庁からの犯罪収益移転危険度調査書案等及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載

が認められる。

別表3の番号24の文書は、関係府省庁からの犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令及び同施行規則並びに犯罪収益移転危険度調査書についての資料一式及び連絡文書であり、別表6の通番34に掲げる部分を除き、FATF関連法令案等の未成熟な情報が記載されているほか、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

(ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、関係府省庁が検討した法令案や報告書案等を法務省において検討した文書であり、また、法務省等における修正及び意見等に関する記載も認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号44、120及び125、別表2の番号12ないし17及び37並びに別表3の番号23及び24の各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 別表1の番号63ないし65の文書は、関係府省庁からのFATF2013年6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書であり、同発言要領案等には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号110の文書は、関係府省庁からのFATF2013年10月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書であり、同発言要領案等には法務省等の修正等及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号131の文書は、関係府省庁からのFATF2014年2月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書であり、同発言要領案等には法務省の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号29の文書は、関係府省庁からのFATF2014年6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書であり、同発言要領案等には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号64の文書は、関係府省庁からのFATF2014年10月会合における関係府省庁出席者の発言要領の案、第10次フ

フォローアップ報告書及び関係資料並びに連絡文書であり，関係府省庁の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号84の文書は，F A T F 2 0 1 5年2月会合における関係府省庁出席者の発言要領の案及び第11次フォローアップ報告書並びに連絡文書であり，関係府省庁の修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号42の文書は，関係府省庁からのF A T F 2 0 1 5年6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等及び連絡文書であり，関係府省庁の修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号69の文書は，関係府省庁からのF A T F 2 0 1 5年10月会合における関係府省庁出席者の発言要領の案及びその関係資料並びに連絡文書であり，関係府省庁の修正及び意見等の記載が認められる。

別表4の番号8の文書は，F A T F 勧告実施に関する関係省庁連絡会議における法務省出席者の発言要領の案等及び同連絡会議資料並びに連絡文書であり，法務省内における検討段階の資料等であると認められる。

(ア) これを検討するに，当該各文書は，非公開であるF A T F 会合及び関係省庁連絡会議における発言要領案等の文書であり，下記(イ)ないし(オ)に掲げる部分を除き，いずれもF A T F から指摘のあった事項への対応案の調整過程等の機微な事項にわたる情報の記載が認められ，上記カ(ウ)と同様の理由により，法5条5号に該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち，連絡文書について，諮問庁は，補充理由説明書(1)セにおいて，当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに，当該文書には，意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ，上記ア(イ)と同様の理由により，法5条6号柱書きに該当し，同条3号及び5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号64及び別表3の番号69の文書のうち，各関係資料は，他国との調整に関する内容のものであり，我が国の交渉上の力点等が記載されていると認められ，上記イ(ウ)と同様の理由により，法5条3号に該当し，同条5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表2の番号64及び84の文書のうち，各フォローアップ報告書については，上記エ(ウ)と同様の理由により，法5条3号に該



当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(オ) 別表4の番号8の文書のうち、関係省庁連絡会議資料については、上記ア(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ケ 別表1の番号75の文書は、関係府省庁が作成したF A T Fにおけるメソドロジー(方法論)に関する勉強会の資料であり、別表6の通番14に掲げる部分を除き、我が国やF A T Fにおけるリスク評価及び有効性の審査等に関する具体的かつ詳細な記載が認められる。

これを検討するに、当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の検討方法を関係府省庁間で共有するものであると認められる。

そうすると、当該文書を公にすると、国際会議等の我が国担当者の交渉姿勢及び主張の内容等が明らかになり、今後の同種の交渉の柔軟性を損なう可能性があることと認められることから、交渉上の不利益を被るおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く、当該不開示維持部分は、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ 別表1の番号83の文書は、我が国のアクションプランに対するF A T Fの指摘事項についての政務説明資料等及び連絡文書であり、関係府省庁が作成した資料案並びにこれに対する法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号94の文書は、法務大臣への説明結果概要であり、説明内容及び大臣の発言等についての記載が認められる。

別表2の番号4の文書は、F A T Fについての幹部説明資料の補足資料等及び連絡文書であって、当該補足資料には法務省内で行った検討内容についての記載が認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、法務省幹部への説明資料等であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、法案等についての捉え方や調整過程等の極めて機微な事項にわたる情報の記載が認められ、上記カ(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号83及び別表2の番号4の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号につ

いて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

サ 別表1の番号84の文書は、F A T F 2 0 1 3年10月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び連絡文書であり、他国に対し、我が国の状況を含めたF A T F対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められる。

別表2の番号26の文書は、①F A T F 2 0 1 4年6月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書であり、上記①には、検討中である我が国の状況を含めたF A T F対応についての説明内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められ、上記②には、我が国の説明に対する他国の反応及び主張等の記載が認められる。

別表2の番号63の文書は、①F A T F 2 0 1 4年10月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書であり、上記①には、検討中である我が国の状況を含めたF A T F対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められ、上記②には、他国の反応及び主張等の記載が認められる。

別表3の番号39の文書は、①F A T F 2 0 1 5年6月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書であり、上記①には、検討中である我が国の状況を含めたF A T F対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められ、上記②には、他国の反応及び主張等の記載が認められる。

別表3の番号67の文書は、F A T F対日相互審査フォローアップに関連する、F A T F 2 0 1 5年10月会合前の事前調整等の申入れに関する公電であり、他国に対し、我が国の状況を含めたF A T F対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められる。

別表3の番号68の文書は、上記別表3の番号67の文書の補足資料であり、別表6の通番40に掲げる部分を除き、F A T F会合前の事前調整を行った文書及び公表されていない補足資料並びに連絡文書であると認められる。

別表3の番号70の文書は、上記別表3の番号67の文書の補足資料であり、他国からより詳細な説明を求められ、作成した文書等及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号40の文書は、①F A T F 2 0 1 6年10月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②

当該事前調整に対しての他国の応答に関する文書並びに連絡文書であり、上記①には、検討中である我が国の状況を含めたF A T F対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められ、上記②には、他国の反応及び主張等の記載が認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、F A T F会合参加国に対し我が国の状況等を説明した文書等であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、F A T Fに関連する我が国の交渉上の力点及び我が国の取組に関する他国の評価等が記載されていると認められ、上記イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号84、別表2の番号26及び63、別表3の番号39、68及び70並びに別表4の番号40の各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

シ 別表1の番号88の文書は、法務省と財務省とのF A T F関連の面談結果の概要及び連絡文書であり、出席者の発言等の記載が認められる。

別表1の番号101の文書は、法務省と外務省とのF A T F関連の面談結果の概要及び連絡文書であり、出席者の発言等の記載が認められる。

(ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、関係省との面談結果の概要であり、F A T F対応に係る極めて機微な事項にわたる情報の記載が認められ、上記カ(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ス 別表1の番号97の文書は、関係府省庁から送付されたF A T F

との電話会議の資料等及び連絡文書であり、法務省等における修正及び意見等が記載されていると認められる。

別表2の番号83の文書は、関係府省庁から送付されたF A T Fとの電話会議の資料及び連絡文書であり、当該資料は関係府省庁で検討及び協議を行った資料であると認められる。

(ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、F A T Fとの電話会議の資料等であり、これらを用いて関係府省庁において検討及び協議を行ったものと認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

セ 別表1の番号113の文書は、F A T F 2013年10月会合中にあったF A T Fからの質問及びこれに対する回答文書の案並びに連絡文書であると認められる。

別表1の番号114の文書は、F A T F 2013年10月会合中における想定問答案及びこれに対する回答等並びに連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、F A T F会合における我が国の回答案を検討した文書であり、F A T F会合における具体的な発言内容案及びその検討内容の記載が認められ、上記イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ソ 別表2の番号32、67及び91、別表3の番号45及び109並びに別表4の番号6、34、52及び87の文書は、法務省等と全国

銀行協会との面談に関する資料及び配席函等並びに連絡文書であり、面談出席者の氏名及び当該資料についての法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号75の文書は、法務省等と全国銀行協会との面談に関する資料等及び連絡文書であり、別表6の通番44に掲げる部分を除き、面談出席者の氏名及び当該資料についての法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

(ア) 当該各文書について、下記(イ)に掲げる部分を除き、諮問庁は、補充理由説明書(1)サにおいて、当該部分は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、全国銀行協会からの質問事項、当該質問に対する回答(応答要領等)及びその案、面談内容を記載した文書(面談概要)並びに当該面談に関する資料等であり、我が国のFATF対応についての同協会の問題意識、着眼点、同協会の質問に対する回答、当該面談の日時及び面談内容並びに出席者等の記載が認められ、これらを公にすることにより、同協会が公表していない当該面談の内容及び出席者が明らかとなることで、同協会との信頼関係が損なわれ、今後同協会が率直な意見の申述を行うことをちゅうちょするなど、同協会の我が国のFATF対応についての意見の把握を困難にするおそれがあるほか、我が国のFATFへの対応に係る組織的な体制、情報共有の範囲等が明らかになるところ、FATFへの対応が大きな社会的影響を有することから、出席者や当該出席者が所属する部署に対し、利害関係者等から不当な圧力が掛かるおそれがあり、その結果として我が国のFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の上記説明は、否定することまではできず、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

タ 別表2の番号38の文書は、FATF対応についての想定問答案等及び連絡文書であり、法務省等における修正等の記載が認められる。

別表3の番号71の文書は、FATF2015年10月会合後の記

者対応用等の想定問答案等及び連絡文書であり，別表6の通番41に掲げる部分を除き，未確定のものであり，法務省等における修正等の記載が認められる。

(ア) これを検討するに，当該各文書は，F A T Fへの対応についての想定問答案に関する文書であり，下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き，当該不開示維持部分は，関係府省庁間での検討及び協議段階のものであると認められる。そうすると，これらを公にすることにより，省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり，省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ，今後のF A T F相互審査への対応に向けた政策調整を阻害するおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く，法5条5号に該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち，連絡文書について，諮問庁は，補充理由説明書(1)セにおいて，当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに，当該文書には，意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ，上記ア(イ)と同様の理由により，法5条6号柱書きに該当し，同条3号及び5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号38の文書には，関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答に関する部分があり，この点について，諮問庁は，補充理由説明書(1)シにおいて，当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに，諮問庁から当時のF A T F対応の日程に関する資料の提示を受け，当審査会において確認したところ，上記諮問庁の説明に符合する記載が認められ，当該文書は，限られた関係者を対象とした想定問答である旨の上記諮問庁の説明を否定することまではできず，これに加え，当該文書には，F A T F対応に係る機微な事項の記載が認められ，これを公にすると，今後のF A T Fへの対応に向けた政策調整を阻害するおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く，法5条6号柱書きに該当し，同条3号及び5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

チ 別表3の番号22の文書は，F A T Fに関して，特定課題についての対応方針を協議するために新たに設置された関係省庁連絡会議の資料等及び連絡文書であり，当該文書には，当該会議の検討事項及び概要等に関する記載とともに当該会議の開催自体を対外秘とする申合せに係る記載が認められる。

(ア) 当該文書のうち、下記(イ)の部分を除く部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、その開催が対外秘とされている当該会議に係る情報は、これを公にすることにより、会議そのものの開催が困難となり、ひいては関係府省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のF A T F対応に向けた政策調整を阻害するおそれがある旨説明する。

上記諮問庁の説明は、当該資料等の内容等に鑑みると、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。そうすると、これらを公にすることにより、関係府省庁間における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の不開示理由②の文書(別表1の番号2の文書)

標記文書は、財務大臣からF A T F議長に宛てた文書であり、F A T F議長名、日付及び内容等の記載が認められる。

これを検討するに、別表6の通番2の部分を除く部分については、これらを公にすることにより、F A T F事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由②の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の不開示理由③の文書(別表1の番号3ないし6, 8, 18, 20, 72, 79, 80, 86, 91, 112, 116, 119, 121, 123, 124及び126ないし129, 別表2の番号1, 24, 25, 39, 51, 62, 82, 87及び90, 別表3の番号4, 6, 7, 11ないし13, 15ないし17, 20, 26, 37, 57, 78ないし81, 84, 92及び93, 別表4の番号15, 19ないし22, 24, 27及び37ないし39並びに別表5の番号3及び4の各文書)

ア 別表1の番号3の文書は、F A T F第4次相互審査プロセスに向けた我が国の意見を取りまとめた文書及び連絡文書であり、法務省の修正等の記載が認められる。

別表1の番号5の文書は、上記F A T F第4次相互審査プロセスに向けた我が国の意見案及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号86の文書は、上記F A T F第4次審査の審査員派遣要請等の文書及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号90の文書は、上記F A T F第4次審査のスケジュール及びフォローアッププロセスに対する我が国の意見案並びに連絡文書であると認められる。

別表3の番号6の文書は、上記F A T F第4次審査スケジュールに関する資料及び連絡文書であり、F A T Fが作成した第4次審査スケジュールの案等であると認められる。

別表4の番号15の文書は、上記F A T F第4次相互審査における審査員に係る提案の文書及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見の記載が認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、第4次相互審査のプロセス及びスケジュール等に関連してF A T F事務局から送付された文書並びに当該各文書についての関係府省庁からの意見等を含む連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該照会について、法務省等における意見及び修正等に関する記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号3及び86、別表2の番号90並びに別表4の番号15の文書のうち、F A T Fのロゴマーク入りの文書について検討するに、当該各文書は、その様式及び記載内容からF A T F事務局が作成した文書であると認められ、別表3の番号6の文書のうち、連絡文書に添付された第4次相互審査に関する資料は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、F A T F事務局が作成した文書であると認められることから、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号4の文書は、F A T F腐敗対策に係るベストプラクテ



ィスペーパー（優良事例集）についての資料及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号8の文書は、F A T F 勧告6（旧S R 3）に係るベストプラクティスペーパーについての資料及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号18の文書は、F A T F 勧告8に係るベストプラクティスペーパー案についての資料及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号79の文書は、F A T F 腐敗対策に係るベストプラクティスペーパーの案についての資料及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号19の文書は、情報交換に関するベストプラクティスペーパーについての資料及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、F A T F 事務局から送付された各種のベストプラクティスペーパー案等及び当該案等についての関係府省庁からの連絡文書であり、下記（イ）及び（ウ）に掲げる部分を除き、当該事項について、関係府省庁における検討及び協議に関する情報並びに法務省における内部管理に関する情報の記載が認められ、上記（2）イ（ア）と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（1）セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号4、18及び79並びに別表4の番号19の文書のうち、F A T F のロゴマークが付されている文書について検討するに、当該各文書は、その様式及び記載内容からF A T F 事務局が作成した文書であると認められ、別表1の番号8及び別表4の番号19の資料のうち、上記連絡文書に添付された文書は、その記載内容及び上記（イ）の連絡文書の記載内容に鑑みると、F A T F 事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号6の文書は、F A T F 改訂勧告5（旧S R II）のガイダンスの案に関する資料及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号11及び78の文書は、FATF勧告5の解釈ノート（改訂）の案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号57の文書は、FATF勧告5の解釈ノート（改訂）の案への対応についての資料等であり、法務省における対応について整理した内容の記載が認められる。

別表4の番号27及び38の文書は、FATF勧告5に関するガイダンス案及びその資料並びに連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局から送付されたFATF勧告5についてのガイダンス案及び解釈ノート案とその資料並びに連絡文書であり、下記（イ）及び（ウ）に掲げる部分を除き、当該事項について、関係府省庁及び法務省における検討並びに協議に関する情報の記載が認められ、上記（2）イ（ア）と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号6、別表3の番号11及び78並びに別表4の番号27及び38の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（1）セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号6、別表3の番号11、57及び78の文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書について検討するに、当該各文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 別表1の番号20の文書は、第6次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号116の文書は、第8次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号25の文書は、第9次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号62の文書は、第10次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号82の文書は、第11次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号87の文書は、上記別表2の番号82の文書の修正案であるFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号26の文書は、第12次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号37の文書は、第14次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該事項について、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容及び担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 当該各文書のうち、FATF事務局ノート等について検討するに、当該ノート等は、その様式、記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表1の番号20及び116、別表2の番号25、62及び82、別表3の番号26並びに別表4の番号37の文書のうち、我が国の各フォローアップ報告書については、上記(2)エ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 別表1の番号72の文書は、FATFへの新規加盟国検討アドホックグループペーパーに関する資料及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号123の文書は、FATFの戦略及びガバナンスについての資料及び連絡文書であり、当該資料についての法務省の対応に関する記載が認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該事項について、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでも

なく、不開示としたことは妥当である。

- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号及び５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 当該各文書の資料のうち、F A T Fのロゴマークが付されている文書について検討するに、当該文書は、その様式及び記載内容からF A T F事務局が作成した文書であると認められ、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (エ) 別表１の番号７２の文書のうち、F A T F会合の様子が記載された文書は、F A T Fの新規加盟国に関しての他国の率直な意見の記載が認められ、上記（２）イ（ウ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- カ 別表１の番号８０の文書は、テロリストによるN P Oセクターの悪用リスクに関するプロジェクトについて記載された資料及び連絡文書であると認められる。

別表４の番号２２の文書は、I S I Lへの資金提供に関する調査の資料及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記（イ）に掲げる部分を除き、その様式、記載内容等に鑑みると、F A T F事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号及び５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- キ 別表１の番号９１及び１１９の文書は、他国のV T C (V o l u n t a r y T a x C o m p l i a n c e, 異常な金銭の移動についての調査) プログラムについての資料及び連絡文書であると認められ

る。

別表2の番号51の文書は、他国に対する第4次相互審査報告書及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号37及び別表5の番号4の文書は、他国の相互審査報告書及び同報告書に関する主要問題についての資料並びに連絡文書であり、法務省の回答の記載が認められる。

別表3の番号79及び80の文書は、他国の相互審査報告書及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 当該各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、別表3の番号37の資料のうち、回答様式の部分は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表3の番号79及び80の文書のうち、GAFILAT(ラテンアメリカの地域体)のロゴマークが付されている資料について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、当該資料はFATF事務局からの依頼文書の一部であることから、当該部分についても、法5条3号及び5号に該当する旨説明する。

これを検討するに、上記各文書には、諮問庁の上記説明と符合する内容が記載され、上記説明を否定することまではできず、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 別表1の番号112の文書は、FATFフォローアッププロセスの

終了後の措置等についてのF A T F事務局の提案内容及びその概要資料並びに連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該文書は、下記(イ)に掲げる部分を除き、F A T Fのロゴマークが付され、フォローアッププロセス終了後の措置等についての提案が記載された文書及びその概要を日本語訳した文書であり、F A T Fのロゴマークが付された文書と概要資料の記載内容は同様のものと認められることから、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ケ 別表1の番号121の文書は、F A T Fのデータ保護に関する基本原則が記載された文書及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号124の文書は、F A T Fワークプラン及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号127の文書は、F A T F専門家会合に関する文書及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号39の文書は、F A T F年次報告書(2013-2014)及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号21の文書は、相互審査書が採択されてから5年目に実施されるフォローアップ審査について記載された文書及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号24の文書は、F A T F中間レビュー(2012-2020)及び連絡文書であると認められる。

別表5の番号3の文書は、潜在的なプロジェクトに関するコンセプトノート及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、F A T F事務局からの文書及び連絡文書であると認められ、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明

書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号及び５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ウ）別表１の番号１２１、１２４及び１２７、別表２の番号３９並びに別表４の番号２１及び２４の文書のうち、ＦＡＴＦのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からＦＡＴＦ事務局が作成した文書であると認められ、別表１の番号１２１及び別表５の番号３の文書のうち、英文のみで作成された文書は、その記載内容及び上記（イ）の連絡文書の記載内容に鑑みると、ＦＡＴＦ事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ 別表１の番号１２６及び１２８並びに別表２の番号２４の文書は、仮想通貨に関するディスカッションペーパー及び連絡文書であり、法務省における対応に関する記載が認められる。

別表３の番号２０の文書は、ＦＡＴＦの仮想通貨に係るガイダンス及び連絡文書であり、法務省における対応に関する記載が認められる。

（ア）これを検討するに、当該各文書は、ＦＡＴＦ事務局からの仮想通貨に関する文書等及び連絡文書であり、下記（イ）及び（ウ）に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記（２）イ（ア）と同様の理由により、法５条５号に該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（イ）当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号及び５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ウ）別表１の番号１２６、別表２の番号２４及び別表３の番号２０の文書のうち、ＦＡＴＦのロゴマークが付されている文書について検討するに、当該各文書は、その様式及び記載内容からＦＡＴＦ事務局が作成した文書であると認められ、上記（２）イ（エ）と同様の

理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

サ 別表1の番号129及び別表2の番号1の文書は、法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス改訂の案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号92の文書は、実質的所有者の透明性に関する調査依頼の文書及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)に掲げる部分を除き、その様式、記載内容等に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

シ 別表3の番号4の文書は、テロ資金対策に係るG20へのFATF報告書の案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号13の文書は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関するFATF/GAFILAT専門家会合に関する文書及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号84の文書は、テロ資金供与に関する質問票及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号93の文書は、新たな資金供与リスクに関するプロジェクトの調査票及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号20の文書は、テロ資金供与に関する質問票・結果報告書及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号39の文書は、テロ資金供与の犯罪化に関する文書及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明



書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号及び５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ウ）別表３の番号４，１３及び８４並びに別表４の番号２０及び３９の文書のＦＡＴＦのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からＦＡＴＦ事務局が作成した文書と認められ、別表３の番号９３の文書のうちの連絡文書に添付された文書は、その記載内容及び上記（イ）の連絡文書の記載内容に鑑みると、ＦＡＴＦ事務局が作成した文書であると認められる。そうすると、当該各文書は、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（エ）別表３の番号１３の文書のうち、ＦＡＴＦ／ＧＡＦＩＬＡＴのロゴマークが付されている文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させるところ、諮問庁は、当該資料はＦＡＴＦ事務局からの依頼文書の一部であることから、当該部分についても、法５条３号及び５号に該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、諮問庁の上記説明と符合する内容が記載され、これを否定することまではできず、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ス 別表３の番号７及び１２の文書は、新たな資金供与リスクに関するプロジェクトに関する文書及び連絡文書であると認められる。

（ア）当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見、検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号及び５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（イ）当該各連絡文書に添付された文書について検討するに、各添付文書は、その記載内容及び上記（ア）の連絡文書の記載内容に鑑みると、ＦＡＴＦ事務局が作成した文書であると認められ、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

セ 別表3の番号15の文書は、RBA (Risk Based Approach) ガイダンスの案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号16の文書は、資金移動業に関するRBAガイダンスの案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号17の文書は、RBAガイダンスの案及び連絡文書であると認められる。

(ア) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各連絡文書に添付されている文書には、FATFのロゴマークが付されているところ、これらの文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ソ 別表3の番号81の文書は、FATF2015年12月臨時会合に関する資料及び連絡文書であると認められる。

(ア) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該連絡文書に添付されている文書には、FATFのロゴマークが付されているところ、当該文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の不開示理由④の文書(別表1の番号14及び別表4の番号25の各文書)

標記各文書は、FATF関連の情報を含む文書に係る関係府省庁に対する情報公開請求に関する資料及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該各文書は、関係府省庁からのFATF関連の情報を含む文書に係る情報公開請求に関する資料及びこれに対する

対応についての確認依頼の連絡文書であり、下記イに掲げる部分を除き、上記の情報公開請求の対象文書及び関係府省庁による不開示部分の検討内容等についての具体的な記載があると認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、関係府省庁間における検討段階の未成熟な情報が明らかとなる旨の不開示理由④の諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、今後のFATF関連の情報を含む情報公開請求への対応において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の不開示理由⑤の文書(別表1の番号15, 21, 62, 109及び118, 別表2の番号20ないし23, 40ないし42, 47ないし49, 54ないし60, 72ないし81及び88, 別表3の番号2, 14, 21, 27, 29ないし34, 38, 48ないし55, 59ないし64, 86, 88ないし90, 94, 103, 104及び106ないし108並びに別表4の番号29ないし31, 45ないし50, 53及び55ないし85の各文書)

ア 別表1の番号21の文書は、FATF2013年6月全体(Plenary)会合の資料の一部であり、我が国の第6次フォローアップ報告書の案であると認められる。

別表1の番号62の文書は、FATF2013年6月全体会合の議題の案であり、開催日別の議題及び会議予定等の記載が認められる。

別表1の番号109の文書は、FATF2013年10月全体会合の議題の案であり、開催日別の議題及び会議予定等の記載が認められる。

別表1の番号118の文書は、FATF2014年2月全体会合の資料の一部として作成した第8次フォローアップ報告書及び事務局ノート並びに連絡文書であると認められる。

別表2の番号21の文書は、FATF2014年6月会合RTMG(Risk, Trends and Methods Group, マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するリスク・傾向・

手法の分析。以下同じ。)の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号22の文書は、FATF2014年6月会合PDG (Policy Development Group, 政策立案。以下同じ。)の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号23の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表2の番号40の文書は、法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス案に関する文書であると認められる。

別表2の番号41の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、2014年ないし2016年におけるFATFの戦略に関する記載が認められる。

別表2の番号42の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、FATFのガバナンス案等に関する記載が認められる。

別表2の番号47の文書は、FATF2014年10月会合PDGの資料の一部であり、別表6の通番31に掲げる部分を除き、仮想通貨に係る取組提案等に関する記載が認められる。

別表2の番号49の文書は、FATF2014年10月全体会合の資料の一部であり、別表6の通番32に掲げる部分を除き、FATFのガバナンス等に関する記載が認められる。

別表2の番号54の文書は、FATF2014年10月会合GNCG (Global Network Coordination Group。以下同じ。)の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号55の文書は、FATF2014年10月会合ECG (Evaluations and Compliance Group, 相互審査。以下同じ。)の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号56の文書は、FATF2014年10月会合ICRGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号57の文書は、FATF2014年10月会合RTMGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号58の文書は、FATF2014年10月会合PDG

の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号59の文書は、FATF2014年10月全体会合の資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表2の番号72の文書は、FATF2015年2月会合ECGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号73の文書は、FATF2015年2月会合GNCGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号74の文書は、FATF2015年2月会合ICRGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号75の文書は、FATF2015年2月会合PDGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号76の文書は、FATF2015年2月全体会合の資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表2の番号77の文書は、FATF2015年2月会合RTMGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号78の文書は、FATF2015年2月会合ICRGに関連する資料であり、ICRGのプロセスの改定等に関する記載が認められる。

別表2の番号79の文書は、FATF2015年2月会合PDGに関連する資料であり、NPOの悪用防止に関するベストプラクティスペーパーの改正案等に関する記載が認められる。

別表2の番号80の文書は、FATF2015年2月会合PDGに関連する資料であり、RBAガイダンス案等に関する記載が認められる。

別表2の番号81の文書は、FATF2015年2月会合RTMGに関連する資料であり、RTMGにおけるプロジェクトの見通し等に関する記載が認められる。

別表2の番号88の文書は、FATF2015年2月全体会合に関連する資料及び参考資料であり、テロ資金供与策に係る提案等に関する記載が認められる。

別表3の番号2の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に係る調査報告書であると認められる。

別表3の番号14の文書は、FATF2013年10月全体会合の資料の一部であり、他国のVTC（Voluntary Tax Compliance）プログラムに係る報告書である。

別表3の番号21の文書は、FATF事務局がFATF2015年6月会合PDGの資料として作成したNPOの悪用防止に関するベストプラクティス・ペーパーの案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号27の文書は、FATF2015年2月全体会合の資料の一部であり、我が国に係る第12次フォローアップ報告書の案であると認められる。

別表3の番号29の文書は、FATF2015年6月会合ECGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号30の文書は、FATF2015年6月会合GNCGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号31の文書は、FATF2015年6月会合ICRGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号32の文書は、FATF2015年6月会合PDGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号33の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表3の番号34の文書は、FATF2015年6月会合RTMGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号38の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、マレーシア相互審査報告書であると認められる。

別表3の番号48の文書は、FATF2015年10月会合GNCGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号49の文書は、FATF2015年10月会合ICRGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号50の文書は、FATF2015年10月会合PDG

の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号51の文書は、FATF2015年10月会合ECGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号52の文書は、FATF2015年10月会合RTMGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号53の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表3の番号54の文書は、FATF2015年6月会合ECGの資料の一部であり、ECGの報告書であると認められる。

別表3の番号55の文書は、FATF2015年6月会合ECGの資料の一部であり、第4次相互審査に係るイシュー（課題）についての文書であると認められる。

別表3の番号60の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、ECGの報告書であると認められる。

別表3の番号61の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、GNCGの報告書であると認められる。

別表3の番号62の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、ICRGの報告書であると認められる。

別表3の番号63の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、RTMGの報告書であると認められる。

別表3の番号64の文書は、FATF2015年10月全体会合の資料の一部であり、PDGの報告書であると認められる。

別表3の番号103の文書は、FATF2016年2月全体会合の資料の一部であり、2012年ないし2020年のFATFマンドートに関して、2016年に行った中間年の報告書の案であると認められる。

別表3の番号106の文書は、FATF2016年2月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に関するFATF戦略等に係る記載が認められる。

別表3の番号107の文書は、FATF2016年2月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に関するFATF戦略の改訂等に係る記載が認められる。

別表4の番号29の文書は、FATF2016年6月全体会合の資料の一部であり、透明性及び実質的所有者に関する提案等に係る記

載が認められる。

別表4の番号30の文書は、FATF2016年6月会合PDGの資料の一部であり、FATF勧告5に関するガイダンス案等に関する記載が認められる。

別表4の番号31の文書は、FATF2016年6月会合PDGの資料の案の一部であり、テロ資金供与の犯罪化等に関する記載が認められる。

別表4の番号45の文書は、FATF2016年10月全体会合の資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表4の番号46の文書は、FATF2016年10月会合PDGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表4の番号47の文書は、FATF2016年10月会合ECGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表4の番号48の文書は、FATF2016年10月会合ECGの資料の一部であり、FATF勧告におけるメソドロジー（方法論）の改定等に関する記載が認められる。

別表4の番号49の文書は、FATF2016年10月会合PDGの資料の一部であり、FATF勧告5に関するガイダンス案等に関する記載が認められる。

別表4の番号50の文書は、FATF2016年10月会合PDGの資料の一部であり、テロ資金供与の犯罪化等に関する記載が認められる。

別表4の番号53の文書は、FATF2016年10月全体会合に関連する資料であり、FATF会合サマリー（結果概要）等に関する記載が認められる。

別表4の番号55の文書は、FATF2017年2月会合ECG等の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表4の番号56の文書は、FATF2017年2月会合の資料の一部であり、スウェーデン相互審査報告書であると認められる。

別表4の番号57の文書は、FATF2017年2月会合の資料の一部であり、スウェーデン相互審査に関するKey Issues（重点事項）の文書であると認められる。

別表4の番号58の文書は、FATF2017年2月会合の資料の一部であり、スウェーデン相互審査に関する資料（Summary



of reviewer comments and assessment team responses, レビュー者のコメント及び審査団の回答の要旨) であると認められる。

別表4の番号59の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、5年目フォローアップ審査に関する文書の案等であると認められる。

別表4の番号60の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF第4次相互審査における審査員に関する文書であると認められる。

別表4の番号61の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、国際協力に関する情報提供等に関する記載が認められる。

別表4の番号62の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF勧告メソドロジー改訂等に関する記載が認められる。

別表4の番号63の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、FATFの予算報告に関する文書であると認められる。

別表4の番号64の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF及びFSRBによる共同審査報告書の案であると認められる。

別表4の番号65の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、審査員選定に関するガイドラインであると認められる。

別表4の番号66の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATF及びOECDのグローバル・フォーラムの相互審査プロセスに関する文書であると認められる。

別表4の番号67の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATFの第4次相互審査の概要に関する文書であると認められる。

別表4の番号68の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATFのユニバーサル・プロセスの更新に関する文書であると認められる。

別表4の番号69の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、FATFの第4次相互審査に係るトレーニングに関する文書であると認められる。

別表4の番号70の文書は、FATF2017年2月会合ECGの資料の一部であり、相互審査の質及び一貫性に関するレビューに関

する文書であると認められる。

別表４の番号７１の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月会合ＥＣＧの資料の一部であり、有効性審査の手法に関する文書であると認められる。

別表４の番号７３の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月会合ＥＣＧの資料の一部であり、ＦＡＴＦ勧告メソドロジーの改訂に関する文書であると認められる。

別表４の番号７４の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月全体会合の資料の一部であり、ＴＲＥＩＮ（Ｔｒａｉｎｉｎｇ ａｎｄ Ｒｅｓｅａｒｃｈ Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ、他国にあるＦＡＴＦの研修機関）による報告書であると認められる。

別表４の番号７５の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月全体会合の資料の一部であり、テロ資金供与対策に係る行動計画の進捗に関する文書であると認められる。

別表４の番号７６の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月会合ＲＴＭＧの資料の一部であり、ＩＳＩＬへの資金供与に関する文書であると認められる。

別表４の番号７７の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に係る調査に関する文書であると認められる。

別表４の番号７８の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月全体会合の資料の一部であり、２０１２年ないし２０２０年の期間に係るＦＡＴＦ指令に関して、２０１６年に行ったＦＡＴＦ中間レビュー（中間年の報告）であると認められる。

別表４の番号７９の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月全体会合の資料の一部であり、透明性及び実質的所有権に関する文書であると認められる。

別表４の番号８０の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月全体会合の資料の一部であり、ＦＡＴＦのワークプランに関する文書であると認められる。

別表４の番号８１の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月全体会合の資料の一部であり、ＦＡＴＦのＴＲＥＩＮ（研修機関）運営委員会に関する文書であると認められる。

別表４の番号８２の文書は、ＦＡＴＦ２０１７年２月全体会合の資料の一部であり、他国の相互審査に係るフォローアップ調査に関する文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、ＦＡＴＦ会合の資料等であり、下記（イ）及び（ウ）に掲げる部分を除き、その様式及び記載内容

からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（イ）別表１の番号１１８及び別表３の番号２１の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該各文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ウ）別表２の番号８８の文書のうち、参考資料は、日本語訳の文書であるが、FATF 2015年2月全体会合に関連する資料の概要等である旨の記載が認められ、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表２の番号４８の文書は、ISILへの資金供与に係るプロジェクトに関する文書及び連絡文書であると認められる。

（ア）これを検討するに、当該文書は、下記（イ）の部分を除き、その記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記（２）イ（エ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（イ）当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表１の番号１５の文書は、FATF 2013年6月会合の資料の一部であり、FATFのPEPs（Politically Exposed Persons）に係るガイダンスドラフトである。

別表２の番号２０の文書は、特定の期間におけるFATFの会議予定及び審査スケジュール等に関する文書であると認められる。

別表２の番号６０の文書は、FATF 2015年10月のFATF/G20における腐敗対策専門家会合（Experts Meeting on Corruption）の議題、資料（案）及びそれらを送付する旨のFATF事務局からの文書であると認められる。

別表３の番号５９の文書は、FATF勧告５解釈ノート（改訂）の案であると認められる。

別表3の番号86の文書は、テロ資金対策に係るFATF調査フォローアップに関する文書であると認められる。

別表3の番号88の文書は、FATF議長提案の内容が記載された文書であると認められる。

別表3の番号89の文書は、FATF事務局が作成したテロ資金供与に関する質問票（確定版）であると認められる。

別表3の番号90の文書は、FATF2015年12月臨時会合の資料の一部を事後的に修正したものであり、FATF議長サマリーに関する記載が認められる。

別表3の番号94の文書は、FATF2015年12月臨時全体会合の資料の一部を事後的に修正したものであり、FATF議長サマリーに関する文書であると認められる。

別表3の番号104の文書は、FATFのECGによる報告の案であると認められる。

別表3の番号108の文書は、FATFプレナリー（全体）会合の結果の案であると認められる。

別表4の番号72の文書は、非営利団体へのFATF勧告実施に関する文書の案であると認められる。

別表4の番号83の文書は、FATFのCNCGによる報告の案であり、FATF事務局の作成段階の文書案であると認められる。

別表4の番号84の文書は、FATFのECGによる報告の案であると認められる。

別表4の番号85の文書は、FATFのICRGによる報告の案であると認められる。

これを検討するに、当該各文書は、FATF会合に関する資料及びFATF事務局からの照会等に関する文書であり、その記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（7）別表の不開示理由⑥の文書（別表1の番号17、19、66及び132の各文書）

ア 別表1の番号17の文書は、我が国がFATFに提出した第6次フォローアップ報告書及びその日本語訳した文書であると認められる。

別表1の番号19の文書は、上記第6次フォローアップ報告書の添付資料等及び連絡文書であると認められる。

（ア）これを検討するに、当該各文書は、下記（イ）に掲げる部分を除き、第6次フォローアップ報告書、その日本語訳した文書及びその添付資料等であり、上記（2）エ（ウ）と同様の理由により、法5

条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号19の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該部分は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号66の文書は、別表1の番号65の文書のFATF会合での発言要領の確定版であり、当該文書のうち別表6の通番12に掲げる部分を除く部分には、FATFから指摘のあった事項への対応に向けた調整過程等の極めて機微な事項の記載が認められ、これを公にすると、他国又はFATF事務局の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号132の文書は、FATF2014年2月会合における我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について記載したフォローアップ報告の結果に関する文書及び連絡文書であり、報告結果文書には、同会合における各国の意見等が記載されていると認められる。

(ア) これを検討するに、当該文書は、下記(イ)の部分を除き、我が国の取組に関するFATF会合での他国の意見等の記載が認められ、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表の開示理由⑦の文書(別表1の番号22の文書)

標記文書は、FATFハイレベル使節団の訪日予定期間中における関係府省庁の幹部職員の予定についての関係府省庁からの文書及びその参考資料並びに連絡文書と認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イ及びウに掲げる部分を除き、FATFハイレベル使節団との面談対応者に関する記載が認められ、

これらを公にすることにより、今後のFATFへの対応に係る関係府省庁の検討体制も明らかになるため、法5条5号に該当すると認められ、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 当該文書のうち、参考資料として添付されたFATF会合資料について検討するに、当該部分は、FATFハイレベル使節団が派遣された他国についての報告書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表の不開示理由⑧の文書(別表1の番号23, 67, 111及び130, 別表2の番号27及び61, 別表3の番号35, 56, 58, 82, 83及び99, 別表4の番号28, 41及び54並びに別表5の番号5の各文書)

別表1の番号23及び67の文書は、FATF2013年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表1の番号111の文書は、FATF2013年10月会合への我が国の対処方針案等に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表1の番号130の文書は、FATF2014年2月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表2の番号27の文書は、FATF2014年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表2の番号61の文書は、FATF2014年10月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表3の番号35の文書は、FATF2015年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表3の番号56の文書は、FATF2015年10月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表3の番号58の文書は、FATF2015年10月会合への我が国の対処方針案に関する文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表3の番号82の文書は、FATF2015年12月臨時会合への我が国の対処方針案及び他国作成の提案資料等を含む他国との担当者会議に関する文書並びに連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表3の番号83の文書は、FATF2015年12月臨時会合への我が国の対処方針案に関する文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表3の番号99の文書は、FATF2016年2月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表4の番号28の文書は、FATF2016年6月会合への我が国の対処方針案等に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表4の番号41の文書は、FATF2017年10月会合への我が国の対処方針案及び参考資料に関する文書並びに連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表4の番号54の文書は、FATF2017年2月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表5の番号5の文書は、FATF2017年6月会合への我が国の対処方針案等に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

ア これを検討するに、当該各文書は、FATF会合等への我が国の対応方針案及び連絡文書であり、下記イないしエに掲げる部分を除き、同会合への対処方針等に関する記載が認められ、当該部分を用いて関係府省庁間において協議及び検討等を行ったものと認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、今後のFATF会合の対応方針の検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由⑧の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号23, 67, 111及び130, 別表2の番号27及び61, 別表3の番号35, 56, 82及び99, 別表4の番号28, 41及び54並びに別表5の番号5の各文書のうち, 連絡文書について, 諮問庁は, 補充理由説明書(1)セにおいて, 当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに, 当該文書には, 意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ, 上記(2)ア(イ)と同様の理由により, 法5条6号柱書きに該当し, 同条3号及び5号について判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当である。

ウ 別表3の番号82の文書のうち, 他国のF A T F担当者との電話会議の資料及びその結果概要には, F A T Fにおける検討事項及びそれに対する各国担当者の率直な意見等の記載が認められ, 上記(2)イ(ウ)と同様の理由により, 法5条3号に該当し, 同条5号について判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当である。

エ 別表4の番号41の文書のうち, 参考資料には, F A T Fからの他国に対する声明案等が記載されていることが認められ, これらを公にすると, F A T F事務局との信頼関係を損なうおそれがある旨の不開示理由⑧の諮問庁の説明は否定し難く, 法5条3号に該当し, 同条5号について判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当である。

(10) 別表の不開示理由⑨の文書(別表1の番号24の文書)

標記文書は, 他国に駐在する大使から外務大臣へ宛てた文書であり, 当該他国におけるF A T F 2013年6月会合に向けた取組等を記載した文書であると認められ, 上記(2)イ(ウ)と同様の理由により, 法5条3号に該当し, 不開示としたことは妥当である。

(11) 別表の不開示理由⑩の文書(別表1の番号25の文書)

標記文書は, 参議院議員選挙期間中の法務省幹部への報告案件等が記載された文書及び連絡文書であると認められる。

ア 当該文書のうち, 下記イに掲げる部分を除く部分について, 諮問庁は, 補充理由説明書(1)キにおいて, 当該報告案件文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに, 当該報告案件は, 法務省が当該期間中に行う予定であった事務の概要及び当該事務の報告対象に関する記載が認められ, これらを公にすると, これらの報告事項に係る組織的な処理体制及び情報共有の範囲等が明らかになり, 法務省における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明を否定することまではできず, 法5条6号柱書きに該当し, 同条5号について判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち, 連絡文書について, 諮問庁は, 補充理由説明書



(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表の不開示理由⑪の文書(別表1の番号26, 27及び70の各文書)

ア 別表1の番号26の文書は、公電であって、FATF事務局と我が国担当者との間で行ったFATFハイレベル使節団来日に関する協議の概要を記載した文書であると認められる。

これを検討するに、当該文書を公にすると、FATFハイレベル使節団の来日目的や、FATF事務局が希望する当該使節団の活動内容等が明らかになることから、FATF事務局との信頼関係を損なうおそれがあるのみならず、今後の同種の交渉の柔軟性を損なうことになり、ひいては交渉上の不利益を被るおそれがあることは否定できない。

したがって、当該文書は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれや他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号27の文書は、①FATFハイレベル使節団来日に関する文書及び②上記アの文書並びに③連絡文書であると認められ、上記②については、上記アにおいて既に検討していることから、この部分を除き、以下、検討することとする。

(ア) 上記①の文書には、上記アの文書を前提としたFATFハイレベル使節団の活動内容等についての関係府省庁間における調整に係る記載が認められ、これを公にすると、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑪の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 上記③の連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号70の文書は、FATF事務局と我が国担当者とで行

ったF A T Fハイレベル使節団来日に関する協議の概要を記載した文書であり、別表1の番号27の文書の一部であると認められることから、上記イ（ア）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(13) 別表の不開示理由⑫の文書（別表1の番号28の文書）

標記文書は、F A T Fハイレベル使節団メンバーの氏名、顔写真及び経歴等が具体的に記載された資料であると認められる。

当該文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、これらを公にすることにより、詳細事項を明らかにしていないF A T Fハイレベル使節団との面談内容等を推認されるおそれがあり、法務省では、国際機関の職員について、局長級以上の場合には公表慣行があるものとしており、当該国際機関の職員は局長級以上には該当せず、局長級以上のハイレベル使節団メンバーについては、第406号及び第607号において開示している旨補足して説明する。

これを検討するに、上記諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、当該文書は、これらを公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(14) 別表の不開示理由⑬の文書（別表1の番号32、35、40、42、48、49、51、54ないし56、58、60、61及び76の各文書）

ア 別表1の番号32及び40の文書は、ハイレベル使節団に対して提示するアクションプラン案及びハイレベル使節団への応答要領案等並びに連絡文書であると認められる。

別表1の番号35の文書は、F A T Fハイレベル使節団来日についての想定問答案等及び連絡文書であり、想定問答案等には、関係省府省庁における修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号49の文書は、アクションプラン案の英語訳付き文書及び連絡文書であり、法務省等の意見の記載が認められる。

別表1の番号60の文書は、別表6の通番11の部分を除き、F A T Fハイレベル使節団に対する発言要領、応答要領案及び挨拶案並びに連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号61の文書は、アクションプラン案及びハイレベル使節団応答要領案並びに連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、F A T Fハイレベル使節団来日の際の発言要領、応答要領、アクションプラン案及び連絡文書で

あり，下記（イ）に掲げる部分を除き，当該発言要領，応答要領及びアクションプランの担当省庁等の割り振り並びに修正及び意見等の記載が認められ，これらを公にすることにより，今後のF A T F相互審査に向けた政策調整において，関係省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由⑬の諮問庁の説明は否定し難く，法5条5号に該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

（イ）当該各文書のうち，連絡文書について，諮問庁は，補充理由説明書（1）セにおいて，当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに，当該文書には，意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ，上記（2）ア（イ）と同様の理由により，法5条6号柱書きに該当し，同条3号及び5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号42，51，54ないし56及び58の文書は，F A T Fハイレベル使節団についての官邸説明資料案等及び連絡文書であり，法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号48の文書は，F A T Fハイレベル使節団についての関係府省庁打合せの資料案及び連絡文書であると認められる。

（ア）これを検討するに，当該各文書は，F A T Fハイレベル使節団についての官邸説明資料等及び連絡文書であり，下記（イ）に掲げる部分を除き，当該事案について，法務省等における修正及び意見に関する記載が認められ，上記（2）イ（ア）と同様の理由により，法5条5号に該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

（イ）当該各文書のうち，連絡文書について，諮問庁は，補充理由説明書（1）セにおいて，当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに，当該文書には，意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ，上記（2）ア（イ）と同様の理由により，法5条6号柱書きに該当し，同条3号及び5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号76の文書は，別表6の通番15の部分を除き，F A T Fハイレベル使節団の応対に関する文書，来日した際の結果が記載された文書等及び連絡文書であると認められる。

（ア）当該文書のうち，F A T Fハイレベル使節団の応対に関する文書には，F A T Fハイレベル使節団の来日中の面談，会合及びそれに

伴う日本側の対応等についての記載が認められ、これらを公にすると、F A T Fハイレベル使節団の規模並びにF A T Fハイレベル使節団が行った面談及び会合等の内容が明らかとなり、その結果として、F A T F事務局の活動や関心事項が明らかとなり、F A T F事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑬の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (イ) 当該文書のうち、F A T Fハイレベル使節団公式ディナーに関する文書については、公式ディナーの開催日時、参加者及び座席等に関する記載が認められる。

そうすると、上記文書を公にすると、特定の出席者が集まっていたということが明らかにされること自体が我が国の交渉状況を明らかにすることと同様の結果を招来し、F A T F対応に係る我が国の関係者の範囲及び関与の状況が推認できる可能性があることと認められることから、我が国が交渉上の不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑬の諮問庁の説明は否定し難く、当該文書の全部は、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 当該文書のうち、F A T Fハイレベル使節団との会合記録については、F A T F事務局からの意見の記載が認められるが、諮問庁によると、F A T F事務局に会合記録を公開することについての確認を行ったことはないとのことであり、当該部分を公にすると、F A T F事務局が公開されることを予定せずに行った忌たない発言が一般的に公開されることになるとの疑念を持たれ、信頼関係を損なうこととなり、ひいてはこれまでの信頼関係に基づいて入手していた情報が取得困難になるなどの交渉上の不利益を被るおそれがあると認められる。

そうすると、当該部分を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (エ) 当該文書に記載されたF A T Fハイレベル使節団メンバーの氏名、顔写真及び経歴等のうち、別表6の通番15に掲げる部分を除く部分は、別表1の番号28の文書の日本語訳であると認められ、上記(13)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (オ) 当該文書のうち、F A T F事務局からの文書を検討するに、当該

文書は、F A T F 事務局から我が国に宛てた文書であり、その内容等を公にすることにより、他国又はF A T F 事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑬の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(カ) 当該文書のうち、法務大臣説明資料部分については、当該部分は、F A T F ハイレベル使節団の訪日結果に関する極めて機微な事項にわたる情報の記載が認められ、上記(2)カ(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(キ) 当該文書のうち、記者会見想定に関する文書について、以下検討するに、当該文書は、法務省内で作成した想定問答案であり、当該文書を用いて、法務省において協議及び検討を行ったものと認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、法務省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ク) 当該文書のうち、その余の部分である連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(15) 別表の不開示理由⑭の文書(別表1の番号33, 37, 73, 115, 133及び134, 別表2の番号33, 68及び86, 別表3の番号28, 36, 43, 47, 65, 72, 85及び100並びに別表4の番号32, 51及び86の各文書)

ア 別表1の番号33, 37及び73の文書は、F A T F 2013年6月会合の様子の記録案であり、別表6の通番6, 7及び13に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の概要の記載があると認められる。

別表1の番号115の文書は、F A T F 2013年10月会合の様子の記録案及び連絡文書であり、別表6の通番17に掲げる部分を除く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表1の番号133及び134の文書は、FATF2014年2月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番18及び19に掲げる部分を除く部分には、他国の報告及び意見等を含め同会合の結果概要等の記載が認められる。

別表2の番号33の文書は、FATF2014年6月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番25に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表2の68の文書は、FATF2014年10月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番33に掲げる部分を除く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると記載が認められる。

別表3の番号28の文書は、FATF2015年2月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番35に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表3の番号36の文書は、FATF2015年6月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番36に掲げる部分を除く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表3の番号47の文書は、FATF2015年6月会合の様子の記録案及び同記録案を送付した公電であり、別表6の通番38に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載及び当該記録の送付に関する事項の記載が認められる。

別表3の番号65の文書は、FATF2015年10月会合の様子の記録及び連絡文書であり、別表6の通番39に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表3の番号85の文書は、FATF2015年12月臨時会合の様子の記録案等及び連絡文書並びに同記録を送付した公電であり、別表6の通番45に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告意見等を含め、同会合の結果概要等の記載及び当該記録についての取扱いに関する記載が認められる。

別表3の番号100の文書は、FATF2016年2月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番46に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると記載が認められる。

別表４の番号３２の文書は，ＦＡＴＦ２０１６年６月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり，別表６の通番４８に掲げる部分を除く部分には，同会合における他国の報告及び意見等を含め，同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表４の番号５１の文書は，ＦＡＴＦ２０１６年１０月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり，別表６の通番５１に掲げる部分を除く部分には，同会合における他国の報告及び意見等を含め，同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表４の番号８６の文書は，ＦＡＴＦ２０１７年２月会合の様子の記録案等及び連絡文書であり，別表６の通番５２に掲げる部分を除く部分は，同会合における他国の報告及び意見等を含め，同会合の結果概要等の記載があると認められる。

(ア) 当該各文書について，諮問庁は，補充理由説明書（１）エにおいて，諮問庁は，法５条５号にも該当する旨説明する。

これを検討するに，下記（イ）ないし（エ）に掲げる部分を除き，当該不開示維持部分は，今後のＦＡＴＦ対応に資するため，関係府省庁間において，ＦＡＴＦ会合での各国の意見や指摘事項を整理し，検討したものであり，その目的のため，関係府省庁のＦＡＴＦへの関心事項や着眼点が率直に反映されたものとなっており，これらを公にすると，関係府省庁の関心事項等が明らかとなり，それを記録することをちゅうちょする等して，今後のＦＡＴＦ対応における十分な議論，意思疎通に支障を来し，率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く，法５条５号に該当し，同条３号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表１の番号１１５，１３３及び１３４，別表２の番号３３及び６８，別表３の番号２８，３６，６５，８５及び１００並びに別表４の番号３２，５１及び８６の各文書のうち，連絡文書について，諮問庁は，補充理由説明書（１）セにおいて，当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに，当該文書には，意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ，上記（２）ア（イ）と同様の理由により，法５条６号柱書きに該当し，同条３号及び５号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表３の番号４７及び番号８５の各文書のうち，公電については，上記（２）イ（ウ）と同様の理由により，法５条３号に該当し，同条５号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表2の番号33並びに別表4の番号32及び51の各文書のうち、FATF会合の会議名称欄(英文)及びFATF会合模様の添付資料について検討するに、当該部分は、FATF会合模様に付属する資料であると認められ、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の内容が推認される可能性があることと認められることから、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑭の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表2の番号86の文書は、FATF2015年2月全体会合の結果速報案等及びその参考資料並びに連絡文書であると認められる。

別表3の番号43の文書は、FATF2015年6月全体会合の結果速報案等であると認められる。

別表3の番号72の文書は、FATF2015年10月全体会合の結果速報案等及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、FATF全体会合における議論の結果の速報であり、その概要が記載されていると認められ、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の概要が推認される可能性があることと認められることから、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑭の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表2の番号86及び別表3の番号72の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号86の文書のうち、参考資料の文書は、2015年FATF2月全体会合の議論において指摘された事項等及びその対応について記載された文書であり、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の議論の内容が推認される可能性があることと認められることから、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑭の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(16) 別表の不開示理由⑮の文書(別表1の番号34の文書)

標記文書は、G20の財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明案(コ



ミュニケ案)及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、当該会議において検討された共同声明案であり、マネーロンダリング・テロ資金供与対策等に関する記載が認められる。

国際会議における検討中の共同声明案は、一般的に、公開を前提とはしていないものであり、国際会議参加国等も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。そうすると、当該文書を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(17)別表の不開示理由⑯の文書(別表1の番号36, 50, 106, 108及び117, 別表2の番号43, 別表3の番号18, 77, 96及び98, 別表4の番号11ないし13並びに別表5の番号7の各文書)

標記各文書は、FATFのMONEYVAL(欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合)及びFATF第4次審査等に関連した複数の他国との国際協力に関する情報提供(実績等)が記載された文書並びに連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該各文書は、下記イに掲げる部分を除き、FATF事務局からの照会に対する回答及び回答に用いた参考資料と認められることから、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(18)別表の不開示理由⑰の文書(別表1の番号43の文書)

標記文書は、FATF議長から担当大臣に宛てた文書等であり、F A

TF事務局における日本の取組に関しての認識に関する記載が認められる。

これを検討するに、当該文書は、別表6の通番9に掲げる部分を除き、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑰の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(19) 別表の不開示理由⑱の文書（別表1の番号45の文書）

標記文書は、FATFハイレベル使節団メンバーの氏名、顔写真及び経歴等が具体的に記載された別表1の番号28の文書を日本語訳した文書であると認められ、上記(13)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(20) 別表の不開示理由⑲の文書（別表1の番号52の文書）

標記文書は、FATFハイレベル使節団来日に際して行われた公式ディナーの我が国の出席予定者及び当該出席者に関する文書並びに連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イの部分を除き、当該公式ディナーの関係府省庁の出席予定者及び公式ディナーに関する記載が認められ、上記(14)ウ(イ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(21) 別表の不開示理由⑳の文書（別表1の番号53の文書）

標記文書は、FATFハイレベル使節団の訪日スケジュール案の変更に関する文書及び連絡文書であると認められる。

ア 標記文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)クにおいて、法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、標記文書は、下記イに掲げる部分を除き、変更後のFATFハイレベル使節団の訪日スケジュール案の記載が認められ、これを公にすると、法務省に直接関係しない情報についてやり取りをすることを差し控え、関係府省庁との間の迅速で円滑な情報共有等が困難になり、その結果、今後のFATF対応について、

関係府省庁からの連絡等が遅延したり、法務省が正確な情報を入手できなくなったり、FATF対応に係る情報の取得といった法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(22) 別表の不開示理由②の文書(別表1の番号57, 71, 74, 89及び107, 別表2の番号52, 別表4の番号1ないし4並びに別表5の番号1及び2の各文書)

ア 別表1の番号57の文書は、FATFのWEGI(評価・履行作業部会)における第4次相互審査評価基準書(日本語訳)及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号71及び74の文書は、FATFの声明文(仮訳)及び国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善継続プロセス(仮訳)並びに連絡文書であると認められる。

別表1の番号89の文書は、FATF声明文(仮訳), 国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善継続プロセス(仮訳)及び仮訳の確認に用いる資料並びに連絡文書であると認められる。

別表1の番号107の文書は、テロ資金提供処罰関係の法案(英語仮訳)及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号52の文書は、国家公安委員会ウェブサイトへの掲載資料案及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該文書案について法務省等で検討等を行ったものであり、関係府省庁において協議及び検討等を行った文書と認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の確認及び検討において、関係府省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書

(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号89の文書のうち、FATFのロゴマーク入りの文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)ウにおいて、当該文書は法5条3号にも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められることから、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表4の番号1の文書は、平成29年度概算要求額(FATF分担金)及び平成29年度APG分担金関係省庁要求額内訳(案)であると認められる。

別表4の番号2の文書は、府省庁別平成29年度分担金・拠出金概算要求額の記載がある文書及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号3の文書は、法務省等から国際機関への拠出金・出資金等の記載がある文書及び連絡文書であり、別表6の通番47に掲げる部分を除き、関係府省庁において、国際機関への拠出金・出資金等に関する報告書について検討等を行った文書であると認められる。

別表4の番号4の文書は、省庁別の2017年OECD分担金額が記載された文書及び連絡文書であると認められる。

別表5の番号1の文書は、平成28年度行政事業レビューの案であり、法務省内でその内容の確認及び検討等を行った文書であると認められる。

別表5の番号2の文書は、平成28年度行政事業レビューの案の添付資料及び連絡文書であり、別表6の通番53に掲げる部分を除き、法務省内でその記載内容の確認等を行った文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該不開示維持部分は、FATFに係る予算額及びFATFに係る事業についての行政事業レビューに関する文書であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、法務省において、関係府省庁からの文書について、その記載内容を検討した文書であると認められ、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、関係府省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立

性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表4の番号2ないし4及び別表5の番号2の各文書ののうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(23) 別表の不開示理由②の文書(別表1の番号59、69及び81の各文書)

別表1の番号59の文書は、公電であり、当該他国から我が国に対して行われたF A T Fへの新規加盟要請に関する文書であると認められる。

別表1の番号69の文書は、他国から我が国に対して送付されたF A T Fへの新規加盟要請に関する文書であると認められる。

別表1の番号81の文書は、公電であり、他国から我が国に対して行われたF A T Fへの新規加盟要請に関する文書であると認められる。

これを検討するに、当該各文書には、他国から我が国に対して行われたF A T Fへの新規加盟要請に関する記載があり、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(24) 別表の不開示理由③の文書(別表1の番号68の文書)

標記文書は、F A T F 2015年6月会合の対処方針案であり、会合の日程、議題及び内容、我が国の出席者並びに対応方針等が記載されていると認められる。

当該文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)カにおいて、上記(9)アの不開示理由と同様に、法5条5号にも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書は、F A T F会合の対処方針等について、法務省等において検討を行った文書であり、これらを用いて関係府省庁間において協議及び検討を行ったものと認められ、上記(9)アと同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(25) 別表の不開示理由④の文書(別表1の番号82の文書)

標記文書は、公電であり、他国のF A T Fグレイリストからの削除要請に関する状況についての報告であると認められる。そうすると、これを公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、

法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(26) 別表の不開示理由②⑤の文書（別表1の番号85の文書）

標記文書は、公電であり、FATFに関する我が国の取組の説明に対する他国の意見等の記載がある文書であると認められる。そうすると、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(27) 別表の不開示理由②⑥の文書（別表2の番号3及び別表3の番号110の各文書）

標記各文書は、我が国のテロ資金対策についての他国からの質問事項及びこれに対する回答案に関する文書並びに連絡文書であり、別表6の通番20に掲げる部分を除き、その内容を法務省等で検討したものであると認められる。

ア これを検討するに、当該各文書は、他国からの照会に対する回答案であり、下記イの部分を除き、法務省等において検討を行ったものであり、これらを用いて、関係府省庁間において協議及び検討を行ったものと認められ、これらを公にすることにより、今後の同種の照会に対する回答の議論において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(28) 別表の不開示理由②⑦の文書（別表2の番号7の文書）

標記文書は、別表6の通番21に掲げる部分を除き、統合型リゾート(IR)に係るマネー・ローンダリング対策を含む詳細な制度設計について記載された文書及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イの部分を除き、これを公にすることにより、関係府省庁において検討段階である未成熟な情報が明らかとなり、今後の同種の議論において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由②⑦の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書

(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(29) 別表の不開示理由<sup>㉘</sup>の文書(別表2の番号8の文書)

標記文書は、関係府省庁からのF A T F関連の情報を含む文書に係る情報公開請求の対応についての検討文書及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イの部分を除き、上記の情報公開請求の対象文書及び関係府省庁による不開示部分の検討内容等についての具体的な記載があると認められる。そうすると、上記(5)アと同様の理由により、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(30) 別表の不開示理由<sup>㉙</sup>の文書(別表2の番号31及び別表4の番号43の各文書)

別表2の番号31の文書は、F A T F 2 0 1 4年6月会合の結果速報を伝達した公電であり、同会合の結果等の記載が認められる。

別表4の番号43の文書は、F A T F 2 0 1 6年10月会合結果の速報及び連絡文書であり、別表6の通番49に掲げる部分を除き、同会合の結果等の記載が認められる。

ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イに掲げる部分を除き、F A T F 会合における議論の内容の記載が認められ、上記(15)イ(ア)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表4の番号43の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と

同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(31) 別表の不開示理由⑩の文書（別表2の番号44の文書）

標記文書は、F A T F議長から我が国のF A T F担当大臣に宛てた文書（日本語仮訳を含む。）及び連絡文書であり、別表6の通番30に掲げる部分を除き、F A T Fからの我が国に対する措置等の記載が認められる。

ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イに掲げる部分を除き、我が国のF A T F勧告への対応状況についてのF A T Fの見解等の記載が認められ、これを公にすることにより、F A T F事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑩の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（1）セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(32) 別表の不開示理由⑪の文書（別表2の番号45及び50の各文書）

標記各文書は、公電であり、F A T F議長との面談結果等の記載が認められ、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(33) 別表の不開示理由⑫の文書（別表3の番号8の文書）

標記文書は、次期F A T F副議長のノミネート（候補）に関する文書及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、次期F A T F副議長候補に関する文書であり、下記イに掲げる部分を除き、国際機関の役員の選考の過程等に関する情報の一部と認められ、一般的に、同種の情報について、我が国が公にしている情報を除いては、公開を前提とはしていないものであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。

したがって、これらの情報を公にした場合、我が国が国際機関における役員の選考に関する情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなる可能性があることと認められることから、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑫の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥



当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（３４）別表の不開示理由③の文書（別表３の番号９，７６及び１１２並びに別表４の番号５，７，９及び１０の各文書）

別表３の番号９の文書は、テロ資金対策強化に向けたＧ７の取組の案及び連絡文書であると認められる。

別表３の番号７６の文書は、他国が作成したＧ２０におけるテロに関する声明案（日本語仮訳を含む。）及び連絡文書であると認められる。

別表３の番号１１２の文書は、テロ資金対策に関するＧ７行動計画の案及び連絡文書であると認められる。

別表４の番号５，７及び１０の文書は、テロ資金対策に関するＧ７行動計画の案及びその関係資料並びに連絡文書であると認められる。

別表４の番号９の文書は、他国からのＧ７会合における優先事項に係る案及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該各文書は、Ｇ７又はＧ２０の会合に向けて作成された文書であり、下記イに掲げる部分を除き、当該各文書には法務省等の意見及び他国の意見等が記載されており、当該部分を公にすると、国際枠組みにおける各国担当者の交渉姿勢及び主張の内容等が明らかになる可能性があることと認められることから、他国又は国際機関との信頼関係を損なうおそれがある旨の不開示理由③の諮問庁の説明は否定し難く、法５条３号に該当し、同条５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号及び５号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（３５）別表の不開示理由④の文書（別表３の番号１０の文書）

標記文書は、国際会議に向けた事前調整のための非公開のＦＡＴＦ担当者会議に関する概要をまとめた文書であり、日時、場所、出席者及び

他国担当者の発言内容を含む会議の概要が記載されていると認められる。

これを検討するに、日時、場所及び出席者については、上記（１４）ウ（イ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、他国担当者の発言内容を含む会議の概要については、上記（２）イ（ウ）と同様の理由により、同号に該当することから、標記文書を不開示としたことは妥当である。

（３６）別表の不開示理由③⑤の文書（別表３の番号４０，４４及び４６の各文書）

別表３の番号４０の文書は、他国大使館員との面談結果に係る文書及び連絡文書であり、当該他国からの協力要請についての記載が認められる。

別表３の番号４４の文書は、公電であり、他国の在京大使館員との面談結果についての記載が認められる。

別表３の番号４６の文書は、公電であり、他国の担当者との面談結果の記載が認められる。

ア これを検討するに、当該各文書は、下記イに掲げる部分を除き、他国からの協力要請や我が国の対応に関する他国の意見等の記載があり、上記（２）イ（ウ）と同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表３の番号４０の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（１）セにおいて、当該文書は法５条６号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（２）ア（イ）と同様の理由により、法５条６号柱書きに該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（３７）別表の不開示理由③⑥の文書（別表３の番号８７，１０１，１０２及び１０５の各文書）

別表３の番号８７及び１０１の文書は、ＦＡＴＦ事務局の報道発表資料案であると認められる。

別表３の番号１０２の文書は、ＦＡＴＦ及びＣＩＦＧのコミュニケ案（公式声明書案）であると認められる。

別表３の番号１０５の文書は、他国に対するＦＡＴＦのステートメント案（声明案）であると認められる。

ア 標記各文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、当該各文書は、ＦＡＴＦウェブサイト公表されている文書の検討段階のものであり、検討段階の文書を公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある。

ある旨説明する。

イ これを検討するに、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められず、検討段階の文書は、通常、国際機関との関係で公開を前提とはしていないものであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。そうすると、我が国が国際機関から得た情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなり、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(38) 別表の不開示理由⑳の文書（別表3の番号91の文書）

標記文書は、他国が提案したテロ資金供与対策に係るフレームワークの提案に関する文書であると認められる。そうすると、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑳の諮問庁の説明は否定し難く、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(39) 別表の不開示理由㉑の文書（別表3の番号97及び別表4の番号14の各文書）

別表3の番号97の文書は、公電であり、国際会議における我が国のテロ対策に向けた取組に関する他国の担当者の意見が記載されている文書であると認められる。

別表4の番号14の文書は、公電であり、FATF2016年2月会合における我が国のFATFの勧告5に対する対応に関する他国の担当者のコメントが記載されていると認められる。

これを検討するに、当該各文書には、我が国の対応に関する他国の意見等が記載されており、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(40) 別表の不開示理由㉒の文書（別表3の番号111の文書）

標記文書は、①国連安保理における特定国に対する安保理決議案（日本語仮訳あり）及び②当該案に基づく措置への我が国の対応案等を記載した文書であると認められる。

これを検討するに、当該文書のうち、上記①は、通常、国際機関との関係で公開を前提とはしていないものであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられ、上記(37)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

また、当該文書のうち、上記②は、関係府省庁において、今後の特定国への対応等を検討した文書であり、当該文書を公にすることにより、

関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の不開示理由③の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当すると認められ、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4 1) 別表の不開示理由④の文書(別表4の番号16の文書)

標記文書は、他国からの面会要請に関する文書及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、他国から我が国に対する照会事項等が記載されており、これを公にすると、他国の関心事項が明らかとなると認められることから、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4 2) 別表の不開示理由④の文書(別表4の番号18の文書)

標記文書は、関係府省庁の意見が記載された2016年のOECDビジネス・金融アウトルックの一部に関する文書及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、OECDから発出される文書案の一部を関係府省庁で検討した文書であり、関係府省庁の意見等の記載が認められ、これを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の不開示理由④の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4 3) 別表の不開示理由④の文書(別表4の番号23の文書)

標記文書は、①実質的所有者（Beneficial Ownership）に関する文書及び②実質的所有者に関するFATFからG20への報告書案並びに連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、実質的所有者についての今後の対応に関する文書であり、下記イ及びウに掲げる部分を除き、法務省等の修正及び意見等の記載が認められ、これを公にすることにより、今後の同種の検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の不開示理由④の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書（1）セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記（2）ア（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 当該文書のうち、上記②の実質的所有者に関するFATFからG20への報告書案について検討するに、当該部分は、上記イの連絡文書及び当該報告書案の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、上記（2）イ（エ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（44）別表の不開示理由④の文書（別表4の番号44の文書）

標記文書は、非公開のFATF専門家会議の概要等が記載された文書及びその参考資料であると認められる。

これを検討するに、当該文書は、別表6の通番50に掲げる部分を除き、当該会議における他国の意見等の記載が認められ、上記（2）イ（ウ）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（45）別表の不開示理由④の文書（別表4の番号88の文書）

標記文書は、他国主催の金融インテリジェンス共有プログラムのイベントに関する文書及び連絡文書である。

ア これを検討するに、当該プログラム自体は、ウェブサイト等で公表されていることが認められたので、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該プログラムは公表されているが、上記イベントについては公にされていないものであり、当該イベントについて照会があった事実を公にすると、他国と

の信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当する旨説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、これらを公にすることにより、公にされていない上記イベントについて他国から照会があったという事実を明らかにすることとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1)ア 審査請求人の意見書1(上記第2の2(2))におけるFATF事務局作成の会合文書、未成熟な段階の議論及び既に終わった協議に関する文書に係る主張について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 審査請求人は、意見書1のア(ウ)において、特定書籍に関する記述を根拠として引用し、「For Official Use」と記載されているFATF事務局作成の会合文書であっても、FATF加盟国が対外的に公表しないことを求められているわけではない旨主張している。

しかしながら、上記論文の引用部分は、米国における国家機密にかかる情報の取扱いについて、「FOUO(For Official Use Only)」という呼称の使用方法を紹介しているにすぎず、「For Official Use」という呼称の一般的な解釈を与えているものではない。さらには、同論文が、FATFにおける文書の取扱いについて何らの指針を示すものでないことも明らかである。よって、同論文の記載内容が、FATFの会合文書について、「加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められているわけではない」旨の審査請求人の主張を裏付けるものとはいえない。

また、「For Official Use」と記載のあるFATFの会合文書には、おおむね以下の注釈が付されている。

(注釈) 「当該文書はF A T F加盟国及びオブザーバーのみによる使用のためのものであり、F A T Fからの事前許可なしに公にすることや、第三者に配布することはできない。(仮訳)」

このことから、「For Official Use」と記載されたF A T F事務局作成の会合文書について、加盟国が対外的に公表しないことを求められていることは明らかであり、それを前提として作成された文書を公にすることで、他国又は国際機関との信頼関係を損なったり、交渉上不利益を被ったりするという重大かつ深刻な事態を招くおそれがある。

以上により、「For Official Use」と記載されるF A T F会合文書について、「加盟国は対外的に公表しないことを求められているとする根拠がない」との審査請求人の指摘は当たらない。

(イ) 審査請求人は、意見書1のア(オ)において、「「省庁間における未成熟な段階の議論」は、過去、秘密保護法の省庁間の議論を情報公開した際、国会上程後は公開された。」と主張しており、審査請求人が特定役職を務める特定団体のウェブサイトによれば、特定秘密の保護に関する法律の関係省庁との協議等に係る文書について行政文書開示請求を行った事実が記載されている。

また、「裁判を行ったところ、最高裁でもそのように確定した。」旨の記載に関し、その内容は、特定秘密の保護に関する法律に係る行政文書開示請求に関する裁判であると思われる。そして、同記載の「そのように」の意味であるが、正確なところは判然としないものの、「省庁間における未成熟な段階の議論」であっても国会上程後は公開すべきとする内容であると考えられる。

以上を踏まえ、ウェブサイトにより、上記最高裁の裁判について確認したところ、その内容は、意見書1から読み取れる上記趣旨と異なったものであり、審査請求人の主張を裏付けるものではない。

なお、上記裁判のほかに、意見書1に記載された趣旨に係る最高裁判所の判決等は確認できなかった。

イ これを検討するに、審査請求人が意見書1において主張するF A T F事務局作成の会合文書については、上記2(2)イ(エ)等で判断したとおりであり、また、未成熟な段階の議論及び既に終わった協議に関する文書に係る主張についても、上記2(2)ア(ア)等で判断したとおりであって、審査請求人の上記主張は、いずれも採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条3号、5号及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨



## 別紙

### 1 本件対象文書

- (1) 「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号（以下「第406号」という。）及び同年12月27日付け同第607号（以下「第607号」という。）で開示決定された文書以外の別表1に掲げる各文書（134文書、ただし、第406号及び第607号で開示決定された文書の一部を含む。）
- (2) 「平成26年度 金融作業部会関係（FATF）」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の別表2に掲げる各文書（91文書）
- (3) 「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の別表3に掲げる各文書（118文書）
- (4) 「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の別表4に掲げる各文書（91文書、ただし、第406号及び第607号で開示決定された文書の一部を含む。）
- (5) 「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の別表5に掲げる各文書（10文書、ただし、第406号及び第607号で開示決定された文書の一部を含む。）

### 2 本件開示請求書に記載された文書（本件請求文書）

- (1) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」（当該文書名の行政ファイルにつづられた文書を指す。以下、(2)ないし(5)についても同じ。）
- (2) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成26年度 金融作業部会関係（FATF）」
- (3) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成27年度 金融作業部会関係」
- (4) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成28年度 金融作業部会関係」
- (5) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成29年度 金融作業部会関係」

別表 1

番号	文書名	不開示理由
1	F A T F 局長級会合：①結果 ②会議資料（第 4 0 6 号及び 第 6 0 7 号で開示決定された 部分を除く。）	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後の F A T F 相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 5 号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由①」という。）。
2	財務大臣からの F A T F 議長宛てレター	当該文書は、詳細事項について明らかにしていない F A T F ハイレベル使節団来日に関して、財務大臣から F A T F 議長に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又は F A T F 事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由②」という。）。
3	【照会】 F A T F 第 4 次相互 審査プロセス（第 4 0 6 号及び 第 6 0 7 号で開示決定された 部分を除く。）	当該文書は、「F o r O f f i c i a l U s e」と明記された F A T F 事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又

		は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由③」という。）。
4	【照会】FATF 腐敗対策に係るベストプラクティスペーパー	同上
5	【照会】FATF 第4次相互審査プロセスに対するコメント案	同上
6	【照会】FATF 改訂勧告5（旧SR II）に関するガイダンス	同上
7	【照会】FATF 局長級会合：結果	不開示理由①
8	【照会】FATF 勧告6（旧SR 3）に係るベストプラクティスペーパー	不開示理由③
9	【照会】FATF 局長級会合：結果	不開示理由①
10	【照会】FATF ICRG リスト掲載国への措置報告書	同上
11	【照会】作業工程表の作成	同上
12	【照会】第6次フォローアップ報告書	同上
13	同上	同上
14	【照会】情報公開請求に関する他省庁からの照会	当該文書は、FATF 関連の情報を含む情報公開請求に関する他省庁からの照会文書であり、文書に記載された内容は、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利

		益を被るおそれがあるほか，各省庁間において検討段階の未成熟な情報が明らかとなり，率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため，法5条3号及び5号に該当し，不開示とした（以下「不開示理由④」という。）。
15	FATF PEPs (Politically Exposed Persons) に係るガイダンスドラフト	当該文書は，「For Official Use」と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり，これを公にすることにより，国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり，他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした（以下「不開示理由⑤」という。）。
16	【照会】第6次フォローアップ報告書	不開示理由①
17	第6次フォローアップ報告書	当該文書は，非公開を前提としたFATF会合での議論のため，我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり，これを公にすることにより，FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり，他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした（以下「不開示理由⑥」という。）。
18	【照会】FATF勧告8に係るベストプラクティスペーパー	不開示理由③

19	第6次フォローアップ報告書資料	不開示理由⑥
20	【照会】第6次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③
21	第6次フォローアップ報告書	不開示理由⑤
22	【照会】ハイレベル使節団の訪日	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に関して省庁間で協議、検討を行うもの、及び「For Official Use」と明記されたFATF事務局作成の関連文書であり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑦」という。）。
23	【照会】FATF6月会合：対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ロンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれが

		あるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑧」という。）。
24	【公電】FATF6月会合に向けた他国の取組	当該文書は、詳細な議事について公表されていないFATF会合において報告するために共有された他国のFATF勧告への取組を記載したものであり、これを公にすることにより、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑨」という。）。
25	【照会】参議院選挙期間中の報告案件	当該文書は、選挙期間中の大臣等への報告事項を事前に提出するものであり、これを公にすることにより、行政機関内部における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑩」という。）。
26	【公電】ハイレベル使節団の来日時期等	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に関して、FATF事務局と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑪」という。）。
27	【照会】ハイレベル使節団の訪日について	不開示理由⑪
28	ハイレベル使節団の訪日メンバー（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	当該文書は、ハイレベル使節団メンバーに関する資料であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ

		や交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑫」という。）。
29	F A T F 勧告実施に関する関係省庁連絡会議・国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会（第1回）合同会議：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
30	局長級会合及びアクションプラン作成について	同上
31	【照会】ハイレベル使節団：局長級会合の実施	同上
32	【照会】ハイレベル使節団：①アクションプラン②応答要領	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないF A T Fハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、F A T F事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、F A T F事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のF A T F相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑬」という。）。

3 3	F A T F 6 月 会 合 : 模 様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないF A T F 会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ロンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑭」という。）。
3 4	【照会】G 2 0 : 財 務 大 臣 ・ 中 央 銀 行 総 裁 会 議 コ ミ ュ ニ ケ 案	当該文書は、他国作成の文書について省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討が十分でない情報が含まれているため、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑮」という。）。
3 5	【照会】ハイレベル使節団：想定問答	不開示理由⑬
3 6	【照会】M O N E Y V A L （ 欧 州 評 議 会 マ ネ ー ロ ン ダ リ ン グ 対 策 評 価 専 門 家 会 合 ） : 国 際 協 力 に 関 す る 情 報 提 供	当該文書は、F A T F 事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示



		とした（以下「不開示理由⑯」という。）。
37	F A T F 6月会合：模様	不開示理由⑭
38	F A T F 局長級会合：①結果 ②会議資料（第406号及び 第607号で開示決定された 部分を除く。）	不開示理由①
39	警察庁法案説明会：結果	同上
40	【照会】ハイレベル使節団対 応：①アクションプラン②応 答要領	不開示理由⑬
41	【照会】F A T F 官邸説明資 料	不開示理由①
42	【照会】ハイレベル使節団： 官邸説明資料	不開示理由⑬
43	F A T F 議長からの担当大臣 宛てレター	当該文書は、詳細事項について明らか にしていないF A T F ハイレベル 使節団来日に関して、F A T F 議長 から担当大臣に宛てた文書であり、 これを公にすることにより、他国又 はF A T F 事務局との信頼関係が損 なわれるおそれや交渉上不利益を被 るおそれがあるため、法5条3号に 該当し、不開示とした（以下「不開 示理由⑰」という。）。
44	【照会】犯罪対策に関する行 動計画	不開示理由①
45	ハイレベル使節団の訪日メン バー（和文）（第406号及 び第607号で開示決定され た部分を除く。）	当該文書は、詳細事項について明ら かにしていないF A T F ハイレベル 使節団のメンバーに関する資料であ り、これを公にすることにより、他 国又はF A T F 事務局との信頼関係 が損なわれるおそれ、交渉上不利益 を被るおそれがあるため、法5条3 号に該当し、不開示とした（以下「 不開示理由⑱」という。）。
46	【照会】ハイレベル使節団：	不開示理由①

	官邸説明資料	
47	【照会】FATF ICRG リスト掲載国への措置	同上
48	【照会】FATF関係省庁打 合せ：資料	不開示理由⑬
49	【照会】ハイレベル使節団： アクションプランI（英訳）	同上
50	【照会】MONEYVAL（ 欧州評議会マネーロンダリン グ対策評価専門家会合）：国 際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
51	ハイレベル使節団：官邸説明 資料	不開示理由⑬
52	【照会】ハイレベル使節団： 公式ディナー	当該文書は、詳細事項について明らか かにしていないFATFハイレベル 使節団来日に係る我が国の対応につ いて、省庁間で協議、検討を行うも のであり、これを公にすることによ り、FATF事務局の活動やその関 心事項が明らかとなり、FATF事 務局との信頼関係が損なわれるおそ れや交渉上不利益を被るおそれがあ るほか、省庁間で検討段階の内容が 含まれており、率直な意見交換又は 意思決定の中立性が不当に損なわれ るおそれ、不当に国民の間に混乱を 生じるおそれがあるため、法5条3 号及び5号に該当し、不開示とした （以下「不開示理由⑲」という。） 。
53	ハイレベル使節団：スケジュー ール変更	当該文書は、詳細事項について明らか かにしていないFATFハイレベル 使節団来日に係る我が国の対応につ いての文書であり、これを公にする ことにより、FATF事務局の活動 やその関心事項が明らかとなり、F ATF事務局との信頼関係が損なわ

		れるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑳」という。）。
54	【照会】ハイレベル使節団：官邸説明	不開示理由⑬
55	【照会】ハイレベル使節団：官邸説明資料	同上
56	同上	同上
57	【照会】W E G I 第4次相互審査評価基準書（M e t h o d o l o g y）和訳（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉑」という。）。
58	【照会】ハイレベル使節団：官邸説明資料	不開示理由⑬
59	【公電】F A T F 新規加盟要請	当該文書は、他国のF A T F 加盟に関する文書であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉒」という。）。
60	【照会】F A T F ハイレベル使節団：発言・応答要領	不開示理由⑬
61	【照会】F A T F ハイレベル使節団：①アクションプラン ②応答要領	同上
62	F A T F 6月会合：議題	不開示理由⑤
63	【照会】F A T F 6月会合における発言要領	不開示理由①
64	同上	同上
65	同上	同上

66	F A T F 6 月会合における発言要領	不開示理由⑥
67	【照会】F A T F 6 月会合：対処方針	不開示理由⑧
68	F A T F 6 月会合：対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないF A T F 会合における議題や協議内容、我が国の対応方針が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑳」という。）。
69	F A T F 新規加盟要請	不開示理由㉒
70	F A T F 事務局長との面会要旨	不開示理由⑪
71	【照会】①声明文②継続プロセス仮訳	不開示理由㉑
72	【照会】新規加盟国検討アドホックグループペーパー	不開示理由③
73	F A T F 6 月会合：模様	不開示理由⑭
74	【照会】①声明文②継続プロセス仮訳	不開示理由㉑
75	F A T F メソドロジー勉強会：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
76	ハイレベル使節団：対処方針・模様（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由⑬
77	【照会】アクションプラン案	不開示理由①
78	アクションプラン	同上

79	【照会】腐敗に関するベストプラクティスペーパー	不開示理由③
80	【照会】テロリストによるNPOセクターの悪用リスク	同上
81	【公電】FATF新規加盟要請	不開示理由⑳
82	【公電】他国からのFATFグレイリスト削除要請	当該文書は、他国におけるFATF勧告への取組状況を記載したものであり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉔」という。）。
83	アクションプランに対するFATF指摘：政務説明資料	不開示理由①
84	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	同上
85	【公電】我が国からの公電に対する参加国の対応	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について、非公開を前提として他国と面談した結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉕」という。）。
86	【照会】第4次審査への審査員派遣	不開示理由③
87	国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
88	【照会】財務省との面談結果	同上

89	【照会】①声明文②継続プロセス（仮訳）（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由②
90	【照会】FATF勧告24及び25の事前審査書	不開示理由①
91	【照会】他国のVTC（Voluntary Tax Compliance）プログラム	不開示理由③
92	①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会合同会議②顧客管理ワーキンググループ：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
93	【照会】FATF説明対象者及び対処方針	同上
94	法務大臣説明結果	同上
95	【照会】FATF官邸説明資料	同上
96	【照会】FATF：ESE（効果的な監督と執行）に係る質問表	同上
97	【照会】FATF電話会議資料	同上
98	【照会】FATF官邸説明資料	同上
99	【照会】第8次フォローアップ報告書	同上
100	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	同上
101	【照会】外務省面談結果	同上
102	【照会】第8次フォローアップ報告書	同上

103	同上	同上
104	国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会第3回：資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	同上
105	【照会】FATF幹部説明資料	同上
106	【照会】FATF：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
107	【照会】テロ資金提供処罰法英訳	不開示理由⑳
108	【照会】FATF：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
109	FATF10月会合：議題（Plenary）	不開示理由⑤
110	【照会】FATF10月会合における発言要領	不開示理由①
111	【照会】FATF10月会合：対処方針（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由⑧
112	【照会】FATFフォローアップ・プロセスの終了	不開示理由③
113	【照会】FATFからの質問事項	不開示理由①
114	【照会】FATF10月会合における想定問答	同上
115	【照会】FATF10月会合：模様	不開示理由⑭
116	【照会】第8次フォローアップ報告書：事務局ノート	不開示理由③
117	【照会】MONEYVAL（欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合）：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯

118	第8次フォローアップ報告書 ：事務局ノート	不開示理由⑤
119	【照会】他国のVTC (V o l u n t a r y T a x C o m p l i a n c e) プログラム	不開示理由③
120	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	不開示理由①
121	【照会】FATF：データ保護に関する基本原則	不開示理由③
122	【照会】FATF官邸説明資料	不開示理由①
123	【照会】FATF戦略及びガバナンス	不開示理由③
124	【照会】FATFワークプラン	同上
125	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	不開示理由①
126	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	不開示理由③
127	【照会】FATF専門家会合	同上
128	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	同上
129	【照会】法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス改定	同上
130	【照会】FATF 2月会合：対処方針	不開示理由⑧
131	【照会】FATF 2月会合における発言要領	不開示理由①
132	FATF 2月会合：フォローアップ報告結果	不開示理由⑥
133	【照会】FATF 2月会合：模様	不開示理由⑭
134	FATF 2月会合：模様	同上



別表 2

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス	不開示理由③
2	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	不開示理由①
3	【照会】テロ資金対策に関する他国からの質問事項	当該文書は、我が国のテロ資金対策に関する他国からの照会について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討段階の未成熟な情報が明らかとなり、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由②⑥」という。）。
4	【照会】FATF幹部説明資料	不開示理由①
5	【照会】FATF官邸説明資料	同上
6	【照会】FATF官邸説明資料	同上
7	【照会】統合型リポート（IR）に関する照会	当該文書は、統合型リポート（IR）に係るマネー・ローンダリング対策を含む詳細な制度設計について各省庁に協議するものであり、これを公にすることにより、各省庁において検討段階である未成熟な情報が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条5号

		に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑳」という。）。
8	【照会】情報公開請求に対する他省庁からの照会	当該文書は、F A T F 関連の情報を含む情報公開請求に関する他省庁からの照会について検討を行うものであり、これを公にすることにより、省庁間で検討段階の未成熟な議論が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉑」という。）。
9	F A T F 官邸説明資料	不開示理由㉒
10	【照会】① F A T F 勧告実施に関する関係省庁連絡会議② 国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会	同上
11	ナショナル・リスク・アセスメント概要	同上
12	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	同上
13	同上	同上
14	同上	同上
15	同上	同上
16	同上	同上
17	同上	同上
18	【照会】第9次フォローアップ報告書	同上
19	【照会】アクションプラン	同上
20	F A T F 会議予定及び審査スケジュール	不開示理由㉓
21	F A T F 6月会合：議題（R T M G）	同上
22	F A T F 6月会合：議題（P D G）	同上
23	F A T F 6月会合：議題（P	同上

	l e n a r y)	
24	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	不開示理由③
25	【照会】第9次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	同上
26	【照会】FATF6月会合参加国に対する申入れ	不開示理由①
27	【照会】FATF6月会合：対処方針	不開示理由⑧
28	【照会】FATF官邸説明資料	不開示理由①
29	【照会】FATF6月会合における発言要領	同上
30	FATF官邸説明結果	同上
31	【公電】対日相互審査フォローアップ：6月会合結果速報	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合において、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑳」という。）。
32	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
33	【照会】FATF6月会合：模様	不開示理由⑭
34	【照会】FATF局長級会合	不開示理由①
35	【照会】FATF官邸説明資料	同上
36	同上	同上
37	【照会】警察庁法案説明資料	同上
38	【照会】FATF想定問答	同上
39	【照会】FATF年次報告書	不開示理由③

	(2013-2014)	
40	法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス	不開示理由⑤
41	FATF戦略2014-2016	同上
42	FATFガバナンスペーパー	同上
43	【照会】FATF：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
44	FATF議長からの担当大臣宛てレター	当該文書は、FATFフォローアップ・プロセスに関して、FATF議長から担当大臣に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又はFATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑳」という。）。
45	【公電】FATF議長との意見交換	当該文書は、FATF議長と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉑」という。）。
46	【照会】FATF官邸説明資料	不開示理由①
47	仮想通貨に係る取組提案	不開示理由⑤
48	ISILへの資金供与に係るプロジェクト	同上
49	FATFガバナンスペーパー	同上
50	【公電】FATF議長との意見交換	不開示理由㉒
51	【照会】第4次相互審査報告書（ノルウェー）	不開示理由③
52	【照会】国家公安委員会ホームページへの掲載資料	不開示理由㉓

53	【照会】第10次フォローアップ報告書	不開示理由①
54	FATF10月会合：議題（GNCG）	不開示理由⑤
55	FATF10月会合：議題（ECG）	同上
56	FATF10月会合：議題（ICRG）	同上
57	FATF10月会合：議題（RTMG）	同上
58	FATF10月会合：議題（PDG）	同上
59	FATF10月会合：議題（Plenary）	同上
60	FATF10月会合：議題及び資料（Experts Meeting on Corruption）	同上
61	【照会】FATF10月会合：対処方針	不開示理由⑧
62	【照会】第10次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③
63	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	不開示理由①
64	【照会】FATF10月会合における発言要領	同上
65	【照会】ステートメント案	同上
66	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	同上
67	【照会】全国銀行協会との面談	同上
68	【照会】FATF10月会合：模様	不開示理由⑭
69	今後のFATF全体会合におけるフォローアップ報告	不開示理由①
70	【照会】第11次フォローアップ報告書	同上

	ップ報告書	
7 1	【照会】 F A T F 官邸説明資料	同上
7 2	F A T F 2 月会合：議題（E C G）	不開示理由⑤
7 3	F A T F 2 月会合：議題（G N C G）	同上
7 4	F A T F 2 月会合：議題（I C R G）	同上
7 5	F A T F 2 月会合：議題（P D G）	同上
7 6	F A T F 2 月会合：議題（P l e n a r y）	同上
7 7	F A T F 2 月会合：議題（R T M G）	同上
7 8	F A T F I C R G プロセスの改定	同上
7 9	N P O の悪用防止に関するベストプラクティス・ペーパー	同上
8 0	R B A（R i s k B a s e d A p p r o a c h）ガイダンスドラフト	同上
8 1	R T M G プロジェクト見通し	同上
8 2	【照会】第 1 1 次フォローアップ報告書に対する F A T F 事務局ノート	不開示理由③
8 3	【照会】 F A T F との電話会議資料	不開示理由①
8 4	【照会】 F A T F 2 月会合における発言要領	同上
8 5	【照会】 F A T F 官邸説明資料	同上
8 6	【照会】 F A T F 2 月会合：結果速報	不開示理由⑭
8 7	【照会】第 1 1 次フォローアップ報告書に対する F A T F 事務局ノート	不開示理由③

88	テロ資金供与対策に係る提案	不開示理由⑤
89	【照会】FATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査	不開示理由①
90	【照会】第4次相互審査スケジュール及びフォローアッププロセス	不開示理由③
91	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①

別表 3

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】F A T F 声明に基づくF A T F 勧告履行状況調査	不開示理由①
2	テロ資金対策に係るF A T F 調査報告書	不開示理由⑤
3	【照会】F A T F 声明に基づくF A T F 勧告履行状況調査(追加)	不開示理由①
4	【照会】テロ資金対策に係るG 2 0 へのF A T F 報告書	不開示理由③
5	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	不開示理由①
6	【照会】F A T F 第 4 次審査スケジュール	不開示理由③
7	【照会】新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	同上
8	F A T F 副議長のノミネート	当該文書は、他国からF A T F 議長に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由③ <sup>2)</sup> 」という。）。
9	【照会】テロ資金対策強化に向けたG 7 の取組	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 5 号に該当し、不開示とした（以下



		「不開示理由③」という。)。。
10	FATF 担当者会議結果	当該文書は、非公開の多国間会議における、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由③」という。）。。
11	【照会】 FATF 勧告5 解釈ノート（改訂）	不開示理由③
12	【照会】 新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	同上
13	【照会】 資金洗浄・テロ資金供与対策に関する FATF / GAFILAT 専門家会合	同上
14	他国の VTC (Voluntary Tax Compliance) プログラム	不開示理由⑤
15	【照会】 RBA (Risk Based Approach) ガイダンス	不開示理由③
16	【照会】 資金移動業に関する RBA ガイダンス	同上
17	【照会】 RBA (Risk Based Approach) ガイダンス	同上
18	【照会】 FATF : 国際協力に関する情報提供	不開示理由⑬
19	【照会】 非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	不開示理由①
20	【照会】 FATF 仮想通貨に係るガイダンス	不開示理由③
21	【照会】 NPO の悪用防止に	不開示理由⑤

	関するベストプラクティス・ペーパー	
2 2	関係省庁連絡会議：資料	不開示理由①
2 3	【照会】犯罪収益移転危険度調査書	同上
2 4	【照会】犯罪収益移転防止法施行令及び同施行規則，犯罪収益移転危険度調査書	同上
2 5	【照会】第12次フォローアップ報告書	同上
2 6	【照会】第12次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③
2 7	第12次フォローアップ報告書	不開示理由⑤
2 8	【照会】FATF2月会合：模様	不開示理由⑭
2 9	FATF6月会合：議題（ECG）	不開示理由⑤
3 0	FATF6月会合：議題（GNCG）	同上
3 1	FATF6月会合：議題（ICRG）	同上
3 2	FATF6月会合：議題（PDG）	同上
3 3	FATF6月会合：議題（Plenary）	同上
3 4	FATF6月会合：議題（RTMG）	同上
3 5	【照会】FATF6月会合：対処方針	不開示理由⑧
3 6	【照会】FATF6月会合：模様	不開示理由⑭
3 7	【照会】マレーシア相互審査報告書（key issues）	不開示理由③
3 8	マレーシア相互審査報告書	不開示理由⑤

39	【照会】FATF 6月会合参加国に対する申入れ	不開示理由①
40	他国大使館員との面談結果	当該文書は、他国大使館員と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由③⑤」という。）。
41	【照会】FATF 官邸説明資料	不開示理由①
42	【照会】FATF 6月会合における発言要領	同上
43	FATF 6月会合：結果速報	不開示理由⑭
44	【公電】他国大使館員との面談結果	不開示理由③⑤
45	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
46	【公電】他国担当者との意見交換	不開示理由③⑤
47	【公電】FATF 6月会合記録	不開示理由⑭
48	FATF 10月会合：議題（GNCG）	不開示理由⑤
49	FATF 10月会合：議題（ICRG）	同上
50	FATF 10月会合：議題（PDG）	同上
51	FATF 10月会合：議題（ECG）	同上
52	FATF 10月会合：議題（RTMG）	同上
53	FATF 10月会合：議題（Plenary）	同上
54	FATF ECGによる報告	同上
55	FATF 第4次相互審査に係	同上

	るイシュー	
56	【照会】FATF10月会合 ：対処方針	不開示理由⑧
57	【照会】FATF勧告5解釈 ノート（改訂）	不開示理由③
58	FATF10月会合：対処方 針	不開示理由⑧
59	FATF勧告5解釈ノート（ 改訂）	不開示理由⑤
60	FATF ECGによる報告	同上
61	FATF GNCGによる報告	同上
62	FATF ICRGによる報告	同上
63	FATF RTMGによる報告	同上
64	FATF PDGによる報告	同上
65	【照会】FATF10月会合 ：模様	不開示理由⑭
66	【照会】第13次フォローア ップ報告書	不開示理由①
67	【公電】FATF対日相互審 査フォローアップ	同上
68	【照会】FATF10月会合 参加国に対する申入れ	同上
69	FATF10月会合における 発言要領	同上
70	【照会】FATF10月会合 参加国に対する申入れ	同上
71	FATF10月会合：想定問 答	同上
72	FATF10月会合：結果速 報	不開示理由⑭
73	FATF官邸説明資料	不開示理由①
74	FATF官邸説明結果	同上
75	【照会】全国銀行協会との面 談	同上
76	【照会】G20 テロに関す る声明案	不開示理由⑳
77	【照会】FATF：国際協力	不開示理由⑯

	に関する情報提供	
78	【照会】FATF勧告5解釈ノート（改訂）	不開示理由③
79	【照会】コスタリカ相互審査報告書	同上
80	【照会】キューバ相互審査報告書	同上
81	【照会】FATF12月臨時会合	同上
82	【照会】FATF担当者会議：対処方針	不開示理由⑧
83	FATF12月臨時会合：対処方針	同上
84	【照会】テロ資金供与に関する質問票	不開示理由③
85	【照会】FATF12月臨時会合：模様	不開示理由⑭
86	テロ資金対策に係るFATF調査フォローアップ	不開示理由⑤
87	FATFプレスリリースドラフト	当該文書は、FATF加盟国及びFATF事務局において検討段階の文書であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。（以下「不開示理由⑳」という。）。
88	FATF議長提案	不開示理由⑤
89	テロ資金供与に関する質問票	同上
90	FATF12月臨時会合：議長サマリー	同上
91	テロ資金供与対策に係るフレームワークに関する提案	当該文書は、詳細な議事について公表されていないFATF会合での議論のために他国が作成した文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとな

		り、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑳」という。）。
9 2	【照会】実質的所有者の透明性に関する調査	不開示理由③
9 3	【照会】新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	同上
9 4	F A T F 1 2 月臨時会合：議長サマリー	不開示理由⑤
9 5	【照会】テロ資金供与に関する質問票	不開示理由①
9 6	【照会】MONEYVAL（欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合）：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
9 7	【公電】他国テロ対策担当官との面談	当該文書は、他国担当官と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉑」という。）。
9 8	【照会】F A T F 等：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
9 9	【照会】F A T F 2 月会合：対処方針	不開示理由⑧
1 0 0	【照会】F A T F 2 月会合：模様	不開示理由⑭
1 0 1	F A T F プレスリリースドラフト	不開示理由㉒
1 0 2	F A T F - C I F G コミュニケ案	同上
1 0 3	F A T F 中間レビュー（2 0 1 2 - 2 0 2 0）	不開示理由⑤

104	F A T F E C Gによる報告	同上
105	他国に対するF A T Fステートメント	不開示理由⑳
106	テロ資金対策に関するF A T F戦略	不開示理由㉑
107	テロ資金対策に関するF A T F戦略（改訂）	同上
108	F A T Fプレナリー会合結果	同上
109	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由㉒
110	【照会】テロ資金対策に関する他国からの照会	不開示理由㉓
111	北朝鮮に対する安保理決議案	当該文書は、北朝鮮に対する安保理決議案及び我が国の対応に関するものであり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討段階の未成熟な情報が明らかになることで、省庁間の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉔」という。）。
112	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	不開示理由㉕
113	F A T F関係省庁連絡会議：資料	不開示理由㉖
114	【照会】T C（技術的遵守状況）自己審査書	同上
115	同上	同上
116	同上	同上
117	同上	同上
118	同上	同上

別表 4

番号	文書名	不開示理由
1	平成29年度概算要求額について（FATF分担金），平成29年度APG分担金関係省庁要求額内訳（案）	不開示理由②
2	【照会】平成29年度 分担金・拠出金概算要求	同上
3	【照会】国際機関への拠出金・出資金等に関する報告書	同上
4	【照会】2017年OECD分担金請求書	同上
5	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由③
6	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
7	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	不開示理由③
8	【照会】関係省庁連絡会議：発言要領・資料（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
9	【照会】G7における優先事項	不開示理由③
10	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	同上
11	【照会】FATF等：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑬
12	同上	同上
13	同上	同上
14	【公電】FATF2月会合（勧告5に関する他国コメント）	不開示理由⑳
15	【照会】第4次相互審査における審査員	不開示理由③



16	【照会】他国大使館からの面会要請	当該文書は、他国からの面会要請に関する文書及びその関連資料であり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由④①」という）。
17	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	不開示理由①
18	【照会】OECDビジネス・金融アウトルック2016	当該文書は、「For Official Use」と明記されたOECD事務局作成の文書について、各省庁において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ロンダリング対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由④①」という。）。
19	【照会】情報交換に関するベストプラクティスペーパー	不開示理由③
20	【照会】テロ資金供与に関する質問票：結果報告書	同上
21	【照会】5年目フォローアップ審査	同上
22	【照会】ISILへの資金供与に関する調査	同上
23	【照会】実質的所有者に関するG20へのFATF報告	当該文書は、FATF加盟国及びFATF事務局において検討段階の文

		書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由⑫」という。）。
24	【照会】FATF中間レビュー（2012-2020）	不開示理由③
25	【照会】情報公開請求に関する他省庁からの照会	不開示理由④
26	【照会】実質的所有者に関する質問票	不開示理由①
27	【照会】FATF勧告5に関するガイダンス	不開示理由③
28	【照会】FATF6月会合：対処方針	不開示理由⑧
29	透明性及び実質的所有者に関する提案	不開示理由⑤
30	FATF勧告5に関するガイダンス	同上
31	テロ資金供与の犯罪化	同上
32	【照会】FATF6月会合：模様	不開示理由⑭
33	FATF官邸説明資料	不開示理由①
34	【照会】全国銀行協会との面談	同上
35	【照会】FATF重要勧告への対応表	同上
36	【照会】第3次対日相互審査における指摘への対応	同上
37	【照会】第14次フォローアップ報告書に対するFATF	不開示理由③

	事務局ノート	
38	【照会】FATF勧告5に関するガイダンス	同上
39	【照会】テロ資金供与の犯罪化	同上
40	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	不開示理由①
41	【照会】FATF10月会合：対処方針	不開示理由⑧
42	FATF官邸説明資料	不開示理由①
43	FATF10月会合：結果速報	不開示理由⑳
44	FATF専門家会議	当該文書は、非公開の専門家会議における、他国担当者の発言内容を含む協議内容が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした（以下「不開示理由㉓」という。）。
45	FATF10月会合：議題（Plenary）	不開示理由⑤
46	FATF10月会合：議題（PDG）	同上
47	FATF10月会合：議題（ECG）	同上
48	FATF勧告メソドロジーの改定	同上
49	FATF勧告5に関するガイダンス	同上
50	テロ資金供与の犯罪化	同上
51	【照会】FATF10月会合：模様	不開示理由⑭

5 2	【照会】全国銀行協会との面談	不開示理由①
5 3	F A T F 1 0 月会合サマリー	不開示理由⑤
5 4	【照会】F A T F 2 月会合： 対処方針	不開示理由⑧
5 5	F A T F 2 月会合：議題（E C G）	不開示理由⑤
5 6	スウェーデン相互審査報告書	同上
5 7	スウェーデン相互審査（K e y i s s u e s）	同上
5 8	スウェーデン相互審査（S u m m a r y o f r e v i e w e r c o m m e n t s a n d a s s e s s m e n t t e a m r e s p o n s e s）	同上
5 9	5 年目フォローアップ審査	同上
6 0	F A T F 第 4 次相互審査にお ける審査員	同上
6 1	国際協力に関する情報提供テ ンプレート	同上
6 2	F A T F 勧告メソドロジー改 訂	同上
6 3	F A T F 予算報告	同上
6 4	F A T F / F S R B 共同審査 報告書について	同上
6 5	審査員選定に関するガイドラ イン	同上
6 6	F A T F 及びO E C D グロー バル・フォーラムの相互審査 プロセスについて	同上
6 7	F A T F 第 4 次相互審査概要	同上
6 8	F A T F ユニバーサル・プロ セス	同上
6 9	F A T F 第 4 次相互審査に係 るトレーニング	同上
7 0	相互審査の質及び一貫性レビ	同上

	ユー	
7 1	有効性審査の手法	同上
7 2	非営利団体への F A T F 勧告 実施について	同上
7 3	F A T F 勧告メソドロジー改 訂	同上
7 4	T R E I N による報告	同上
7 5	テロ資金供与対策に係る行動 計画の進捗	同上
7 6	I S I L への資金供与	同上
7 7	テロ資金対策に係る調査	同上
7 8	F A T F 中間レビュー（2 0 1 2 - 2 0 2 0）	同上
7 9	透明性及び実質的所有権	同上
8 0	F A T F ワークプラン	同上
8 1	F A T F T R E I N 運営委員 会	同上
8 2	他国相互審査フォローアップ	同上
8 3	G N C G による報告	同上
8 4	E C G による報告	同上
8 5	I C R G による報告	同上
8 6	【照会】 F A T F 2 月会合： 模様	不開示理由⑭
8 7	【照会】全国銀行協会との面 談	不開示理由①
8 8	【照会】金融インテリジェン ス共有プログラムに関するイ ベント	当該文書は、他国主催のプログラム に関する文書であり、これを公にす ることにより、他国の関心事項が明 らかとなり、他国との信頼関係が損 なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした（以下 「不開示理由⑭」という。）。
8 9	【照会】 T C （技術的遵守状 況）自己審査書	不開示理由①
9 0	F A T F 課長級会合：資料	同上
9 1	F A T F 関係省庁連絡会議： 資料（第 4 0 6 号及び第 6 0	同上

	7号で開示決定された部分を 除く。)	
--	-----------------------	--

別表5

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】平成28年度行政事業レビュー	不開示理由②
2	同上	同上
3	【照会】潜在的なプロジェクトに関するコンセプトノート	不開示理由③
4	【照会】FATF他国相互審査(Key issues)	同上
5	【照会】FATF6月会合：対処方針	不開示理由⑧
6	FATF関係省庁実務者会議：資料・結果（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
7	【照会】FATF等：国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
8	FATF関係省庁連絡会議：資料・結果（第406号及び第607号で開示決定された部分を除く。）	不開示理由①
9	【照会】TC（技術的遵守状況）自己審査書	同上
10	同上	同上

別表6（諮問庁が開示する部分）

（注）表中の文字数の数え方については、句読点、記号及び括弧も1文字と数える。

表	番号	通番	開示する部分
別表 1	1	1	1枚目表2行目ないし6行目
	2	2	4行目1文字目ないし14文字目、5行目ないし7行目、25行目ないし27行目及び32行目
	7	3	2枚目表左側の2行目ないし7行目
	9	4	2枚目表左側の2行目ないし7行目
	11	5	3枚目上から1行目、3行目ないし6行目、20行目、21行目及び25行目
	33	6	1枚目表2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行目、1枚目裏1行目ないし3行目、13行目及び14行目、8枚目表4行目及び5行目、10枚目裏下から9行目及び10行目並びに11枚目裏8行目及び9行目
	37	7	1枚目表左側2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行目、1枚目表右側1行目ないし3行目、4枚目表左側20行目及び21行目、7枚目表右側12行目及び13行目、9枚目表左側下から4行目及び5行目並びに9枚目裏左側17行目及び18行目
	38	8	1枚目表2行目ないし8行目、8枚目（上部の手書き部分を除く。）ないし10枚目、13枚目及び19枚目表
	43	9	2枚目表3行目1文字目ないし29文字目及び4行目ないし8行目並びに2枚目裏7行目及び8行目
	44	10	6枚目表及び裏並びに8枚目表ないし12枚目表
	60	11	6枚目表及び裏
	66	12	1枚目表11行目5文字目ないし28文字目及び24行目2文字目ないし29文字目
	73	13	1枚目表2行目ないし20行目18文字目及び21行目ないし最終行目、1枚目裏1行目ないし3行目、13行目及び14行目、7枚目裏下から6行目及び7行目、8枚目表下から8行目及び9行目並びに9枚目表9行目及び10行目
	75	14	15枚目表ないし17枚目表
76	15	89枚目表、97枚目表及び118枚目表下から1行目6文字目ないし14文字目	



	9 9	1 6	4 5 枚目表の 1 6 行目ないし 4 6 枚目表最終行目
	1 1 5	1 7	3 枚目表左側 2 行目ないし 1 5 行目 1 7 文字目, 1 6 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 7 行目ないし最終行目, 3 枚目表右側 1 行目ないし 3 行目, 4 枚目表左側 1 行目及び 2 行目, 4 枚目裏左側 1 行目, 2 行目, 1 3 行目及び 1 4 行目, 4 枚目裏右側 8 行目及び 9 行目, 5 枚目表下から 8 行目及び 9 行目, 1 3 枚目表左側 2 行目ないし 1 5 行目 1 7 文字目, 1 6 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 7 行目ないし最終行目, 1 3 枚目表右側 1 行目ないし 3 行目, 1 4 枚目表左側 2 行目及び 3 行目, 1 4 枚目裏右側 1 4 行目及び 1 5 行目, 1 5 枚目裏左側下から 4 行目及び 5 行目, 1 8 枚目裏左側下から 4 行目及び 5 行目並びに 1 9 枚目裏左側 1 3 行目及び 1 4 行目
	1 3 3	1 8	3 枚目表 2 行目ないし 1 5 行目 1 2 文字目, 1 6 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 7 行目ないし最終行目, 3 枚目裏 1 行目ないし 3 行目, 5 枚目表 1 3 行目, 1 4 行目, 3 2 行目及び最終行目, 1 2 枚目表下から 8 行目及び 9 行目, 1 2 枚目裏 3 行目及び 4 行目並びに 1 4 枚目裏 1 行目及び 2 行目
	1 3 4	1 9	2 枚目表左側 2 行目ないし 1 5 行目 1 2 文字目, 1 6 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 7 行目ないし最終行目, 2 枚目表右側 1 行目ないし 3 行目, 3 枚目表左側 1 3 行目及び 1 4 行目, 3 枚目裏左側下から 2 行目及び 3 行目, 7 枚目表左側下から 8 行目及び 9 行目, 8 枚目表左側下から 1 5 行目及び 1 6 行目, 9 枚目表左側下から 5 行目及び 6 行目, 1 4 枚目表 2 行目ないし 1 5 行目 1 2 文字目, 1 6 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 7 行目ないし最終行目, 1 4 枚目裏 1 行目ないし 3 行目, 1 6 枚目表 1 2 行目及び 1 3 行目, 1 7 枚目表下から 3 行目及び 4 行目, 2 4 枚目表下から 1 1 行目及び 1 2 行目, 2 6 枚目表下から 1 8 行目及び 1 9 行目並びに 2 8 枚目表下から 9 行目及び 1 0 行目
別表 2	3	2 0	5 枚目表ないし 1 5 枚目裏
	7	2 1	6 枚目裏ないし 1 1 枚目裏
	9	2 2	3 枚目表
	1 2	2 3	7 枚目表及び裏
	1 7	2 4	4 6 枚目表ないし 8 6 枚目裏

	3 3	2 5	2枚目表のうち、各会議名称欄（英文）の記載内容部分を除く全て、3枚目表2行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目、3枚目裏1行目ないし3行目、5枚目表15行目及び16行目、8枚目表7行目及び8行目、13枚目裏17行目及び18行目、15枚目表下から9行目及び10行目、17枚目表下から17行目及び18行目、30枚目表左側2行目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目、30枚目表右側1行目ないし3行目、31枚目表左側15行目及び16行目、32枚目裏左側7行目及び8行目、35枚目表右側下から17行目及び18行目、36枚目表左側下から9行目及び10行目並びに37枚目表左側下から17行目及び18行目
	3 4	2 6	9枚目表、17枚目表、23枚目表及び28枚目表
	3 5	2 7	5枚目表、6枚目表及び8枚目表
	3 6	2 8	10枚目表
	3 7	2 9	6枚目表ないし8枚目表
	4 4	3 0	8枚目表3行目1文字目ないし29文字目、4行目ないし8行目並びに8枚目裏下から6行目及び7行目
	4 7	3 1	3枚目表ないし26枚目裏
	4 9	3 2	5枚目裏ないし9枚目表
	6 8	3 3	2枚目表左側2行目ないし15行目16文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、2枚目表右側1行目ないし3行目、3枚目表右側下から7行目及び8行目、4枚目裏右側8行目及び9行目、6枚目裏右側下から16行目及び17行目、7枚目裏右側16行目及び17行目、9枚目表左側18行目及び19行目、16枚目表2行目ないし15行目16文字目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目、16枚目裏1行目ないし3行目、18枚目裏下から7行目及び8行目、21枚目裏8行目及び9行目、25枚目裏下から12行目及び13行目、27枚目裏下から16行目及び17行目並びに30枚目表下から11行目及び12行目
別表 3	2 4	3 4	100枚目表ないし120枚目裏のうち、104枚目表ないし120枚目裏の加筆修正部分を除く全て

28	35	4枚目表2行目ないし15行目12文字目及び17行目ないし最終行目, 4枚目裏1行目ないし3行目, 6枚目表3行目及び4行目, 15枚目表11行目及び12行目, 20枚目裏1行目及び2行目, 23枚目裏下から17行目及び18行目, 26枚目表下から7行目及び8行目, 38枚目表2行目ないし15行目12文字目及び17行目ないし最終行目, 38枚目裏1行目ないし3行目, 40枚目表10行目及び11行目, 50枚目表16行目及び17行目, 55枚目表下から6行目及び7行目, 58枚目裏下から13行目及び14行目並びに61枚目裏14行目及び15行目
36	36	7枚目表2行目ないし16行目12文字目, 17行目, 18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目, 7枚目裏1行目ないし3行目, 9枚目表下から3行目及び4行目, 14枚目表13行目及び14行目, 20枚目表2行目及び3行目, 21枚目裏下から6行目及び7行目, 24枚目表下から5行目及び6行目, 33枚目表2行目ないし16行目12文字目, 17行目, 18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目, 33枚目裏1行目ないし3行目, 35枚目表下から3行目及び4行目, 40枚目表14行目及び15行目, 46枚目表15行目及び16行目, 48枚目表5行目及び6行目, 50枚目裏8行目及び9行目, 61枚目表2行目ないし16行目12文字目, 17行目, 18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目, 61枚目裏1行目ないし3行目, 63枚目表下から3行目及び4行目, 68枚目表14行目及び15行目, 74枚目表13行目及び14行目, 76枚目表3行目及び4行目並びに78枚目裏6行目及び7行目
41	37	5枚目表, 12枚目表及び16枚目表
47	38	3枚目表2行目ないし16行目12文字目, 17行目, 18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目, 3枚目裏1行目ないし3行目, 5枚目表下から3行目及び4行目, 10枚目表14行目及び15行目, 16枚目表13行目及び14行目, 18枚目表3行目及び4行目並びに20枚目裏6行目及び7行目
65	39	4枚目表2行目ないし最終行目, 4枚目裏1行目ないし

		1 4 行目 1 2 文字目及び 1 5 行目ないし最終行目, 5 枚目表 1 行目ないし 3 行目, 6 枚目裏 1 0 行目及び 1 1 行目, 9 枚目裏 1 5 行目及び 1 6 行目, 1 7 枚目表下から 1 2 行目及び 1 3 行目, 2 1 枚目表 1 2 行目及び 1 3 行目, 2 4 枚目表下から 9 行目及び 1 0 行目, 3 5 枚目表 2 行目ないし最終行目, 3 5 枚目裏 1 行目ないし 1 4 行目 1 2 文字目及び 1 5 行目ないし最終行目, 3 6 枚目表 1 行目ないし 3 行目, 3 7 枚目裏 1 0 行目及び 1 1 行目, 4 0 枚目裏 1 5 行目及び 1 6 行目, 4 8 枚目表下から 9 行目及び 1 0 行目, 5 2 枚目表 1 5 行目及び 1 6 行目, 5 5 枚目表下から 5 行目及び 6 行目, 6 7 枚目表 2 行目ないし最終行目, 6 7 枚目裏 1 行目ないし 1 4 行目 1 2 文字目及び 1 5 行目ないし最終行目, 6 8 枚目表 1 行目ないし 3 行目, 6 9 枚目裏 1 0 行目及び 1 1 行目, 7 2 枚目裏 1 5 行目及び 1 6 行目, 8 0 枚目表下から 9 行目及び 1 0 行目, 8 4 枚目表 1 5 行目及び 1 6 行目並びに 8 7 枚目表下から 6 行目及び 7 行目
6 8	4 0	4 枚目表及び 9 枚目表
7 1	4 1	1 6 枚目表のうち, 1 5 行目及び 1 6 行目を除く全て
7 3	4 2	6 枚目表及び 9 枚目表
7 4	4 3	3 枚目表
7 5	4 4	7 枚目表
8 5	4 5	5 枚目表 2 行目ないし最終行目, 5 枚目裏, 6 枚目表 1 行目ないし 3 行目, 1 0 枚目表下から 1 2 行目及び 1 3 行目, 1 5 枚目表 2 行目ないし最終行目, 1 5 枚目裏, 1 6 枚目表 1 行目ないし 3 行目, 2 0 枚目表下から 1 1 行目及び 1 2 行目, 2 5 枚目表 2 行目ないし最終行目, 2 5 枚目裏, 2 6 枚目表 1 行目ないし 3 行目並びに 3 0 枚目表下から 1 1 行目及び 1 2 行目
1 0 0	4 6	3 枚目表 2 行目ないし最終行目, 3 枚目裏 1 行目ないし 1 3 行目 1 0 文字目, 1 4 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 5 行目ないし最終行目, 4 枚目表 1 行目ないし 3 行目, 4 枚目裏 1 0 行目及び 1 1 行目, 5 枚目裏下から 4 行目及び 5 行目, 6 枚目裏 1 9 行目及び 2 0 行目, 7 枚目裏 1 4 行目及び 1 5 行目, 8 枚目裏 1 行目及び 2 行目, 1 3 枚目表 2 行目ないし 1 1 行目及び 1 3 行目, 1 3 枚目裏 1 行目ないし 1 3 行目 1 0 文字目, 1 4 行目 1

			文字目ないし7文字目及び15行目ないし最終行目, 14枚目表1行目ないし3行目, 15枚目裏4行目及び5行目, 18枚目表9行目及び10行目, 23枚目裏9行目及び10行目, 26枚目裏下から1行目及び2行目, 30枚目裏20行目及び21行目, 42枚目表2行目ないし8行目, 9行目1文字目ないし31文字目, 10行目1文字目ないし30文字目, 11行目1文字目ないし39文字目及び13行目1文字目ないし38文字目, 42枚目裏1行目ないし13行目10文字目, 14行目1文字目ないし7文字目及び15行目ないし最終行目, 43枚目表1行目ないし3行目, 44枚目裏4行目及び5行目, 46枚目裏下から9行目及び10行目, 52枚目表下から6行目及び7行目, 55枚目裏15行目及び16行目並びに59枚目表下から1行目及び2行目
別表 4	3	47	2枚目表及び18枚目表
	32	48	2枚目表, 3枚目表及び4枚目表の各会議名称欄(英文)の記載内容部分を除く全て, 5枚目表左側2行目ないし最終行目, 5枚目表右側1行目ないし16行目10文字目, 17行目1文字目ないし3文字目及び18行目ないし最終行目, 5枚目裏左側1行目ないし3行目, 5枚目裏右側11行目及び12行目, 6枚目表右側1行目ないし3行目, 6枚目裏右側1行目及び2行目, 8枚目表左側下から8行目及び9行目, 8枚目裏右側10行目及び11行目, 12枚目表左側2行目ないし最終行目, 12枚目表右側1行目ないし16行目10文字目, 17行目1文字目ないし3文字目及び18行目ないし最終行目, 12枚目裏左側1行目ないし3行目, 13枚目表左側下から7行目及び8行目, 15枚目表右側4行目及び5行目, 16枚目裏右側1行目及び2行目, 19枚目裏右側1行目及び2行目, 20枚目裏右側下から6行目及び7行目, 25枚目表左側2行目ないし最終行目, 25枚目表右側1行目ないし16行目10文字目, 17行目1文字目ないし3文字目及び18行目ないし最終行目, 25枚目裏左側1行目ないし3行目, 26枚目表左側下から10行目及び11行目, 28枚目表右側6行目及び7行目, 29枚目裏右側6行目及び7行目, 32枚目裏右側9行目及び10行目並びに34枚目表左側1行目及び

			2 行目
4 3	4 9		3 枚目表ないし 8 枚目表
4 4	5 0		3 枚目裏
5 1	5 1		2 枚目表左側 2 行目ないし最終行目, 2 枚目表右側 1 行目ないし 1 5 行目 1 2 文字目, 1 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 1 7 行目ないし最終行目, 2 枚目裏左側 1 行目ないし 3 行目, 3 0 行目及び 3 1 行目, 3 枚目裏左側下から 1 2 行目及び 1 3 行目, 4 枚目裏右側 1 6 行目及び 1 7 行目, 5 枚目表右側下から 1 3 行目及び 1 4 行目, 5 枚目裏右側下から 6 行目及び 7 行目, 8 枚目表左側 2 行目ないし最終行目, 8 枚目表右側 1 行目ないし 1 5 行目 1 2 文字目, 1 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 1 7 行目ないし最終行目, 8 枚目裏左側 1 行目ないし 3 行目及び 3 0 行目及び 3 1 行目, 1 1 枚目裏右側下から 7 行目及び 8 行目, 1 3 枚目裏右側下から 1 行目及び 2 行目, 1 5 枚目裏右側 2 2 行目及び 2 3 行目, 1 7 枚目表左側 1 9 行目及び 2 0 行目, 2 5 枚目表 2 行目ないし最終行目, 2 5 枚目裏 1 行目ないし 1 5 行目 1 2 文字目, 1 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 1 7 行目ないし最終行目, 2 6 枚目表 1 行目ないし 3 行目, 3 0 行目及び 3 1 行目, 3 3 枚目表 1 2 行目及び 1 3 行目, 3 7 枚目表 5 行目及び 6 行目, 4 0 枚目裏下から 9 行目及び 1 0 行目並びに 4 3 枚目裏 1 行目及び 2 行目
8 6	5 2		2 枚目表左側 2 行目ないし最終行目, 2 枚目表右側 1 行目ないし 1 4 行目 1 0 文字目, 1 5 行目ないし最終行目, 2 枚目裏左側 1 行目ないし 3 行目, 2 枚目裏右側下から 4 行目及び 5 行目, 4 枚目裏左側 5 行目及び 6 行目, 5 枚目表右側 3 行目及び 4 行目, 5 枚目裏左側 4 行目及び 5 行目, 6 枚目表左側 8 行目及び 9 行目, 1 1 枚目表左側 2 行目ないし最終行目, 1 1 枚目表右側 1 行目ないし 1 4 行目 1 0 文字目, 1 5 行目ないし最終行目, 1 1 枚目裏左側 1 行目ないし 3 行目, 1 2 枚目表右側 1 3 行目及び 1 4 行目, 1 5 枚目表左側 1 0 行目及び 1 1 行目, 1 6 枚目裏右側 4 行目及び 5 行目, 1 7 枚目裏右側 1 5 行目及び 1 6 行目並びに 1 9 枚目表右側下から 1 3 行目及び 1 4 行目
別表	2	5 3	2 枚目表の記載内容部分のうち, 表中の下から 1 欄目及

5			び 2 欄目の記載内容部分を除く全て及び 2 枚目裏の記載内容部分のうち、表の下から 1 欄目の記載内容部分を除く全て
---	--	--	---